

参議院商工委員会議録第七号

(一五七)

昭和五十九年四月十九日(木曜日)

午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

斎藤栄三郎君	通商産業省立地 公害局長	石井 賢吾君
降矢 敬義君	通商産業省生活 情報産業局長	志賀 学君
森山 真弓君	通商産業省生活 情報産業局長	黒田 真君
市川 正一君	通商産業省生活 情報産業局長	
石井 一二君	資源エネルギー 庁長官	豊島 格君
岩本 政光君	資源エネルギー 庁長官	松田 泰君
龜井 久興君	資源エネルギー 庁長官	村田 文男君
佐藤栄佐久君	特許庁長官	若杉 和夫君
杉元 恒雄君	特許庁長官	齋田 忠義君
鈴木 省吾君	中小企業庁長官	野村 静一君
松尾 官平君	中小企業庁長官	藤原 享君
山本 富雄君	警察庁刑事局搜 査第一課長	望月 秀一君
梶原 敬義君	安全部外勤課長	石井 武君
対馬 孝且君	国土庁地方振興 局東北開発室長	代田久米雄君
福間 知之君	厚生省業務局審 查課長	
田代富士男君	通商産業大臣官 房参考官	木本平八郎君
伏見 康治君	通商産業大臣官 房参考官	小此木彥三郎君
井上 計君	通商産業大臣官 房参考官	奥村 采一君
木本平八郎君	消防庁救急救助 室長	山田 勝久君

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(斎藤栄三郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

この際、参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として、元北海道大学教授磯部俊郎君の出席を求めて存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤栄三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(斎藤栄三郎君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○対馬孝且君 きょう私は、三池災害の集中的な

若干の質問をしたいと思ひます。

私は、何といってもここに八十三名の亡くなられました今次三池災害の罹災者に対しまして心から御

○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(三井石炭鉱業株式会社三池鉱業所有明炭の災害に関する件)

(植物特許に関する件)

(絹織物の流通問題に関する件)

(核燃料廃棄物に関する件)

(中小企業者の承継税制に関する件)

(製品輸入の促進に関する件)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))

冥福をお祈り申し上げるとともに、まず保安なくして生産なしといのが保安の鐵則でございましたが、今度の三池災害、私も現地へ行きましたけれども、明らかにこれは生産第一主義に走った余り、まさしく保安監視だつた、このことを大前提出し上げなければなりません。しかも、私も炭鉱マンでございますけれども、本来今まで大きな重大災害というのは、例えガス突出、自然発火あるいは山はね、これは私も体験しておりますけれども、今回のようなベルトコンベヤー坑道における単純災害で八十三名を犠牲にしたというのはございません。私も長い経験をしておりますけれども、ないわけであります。したがつて、これはそういう意味ではむしろ不可抗力ではなくてまさに人災であると、はつきり断定をしなければならない、私はこう申し上げるわけでございま

すけれども、ないわけであります。

私は、どういう意味でこの三池炭鉱につきましては、昭和三十八年十一月九日、日本で戦後最大の炭じん爆発を起こしております。

この当時の死者というのは既に御承知だと思います。

すけれども四百五十八名、CO患者が八百三十九

名、大変な犠牲者を出した大惨事の三池炭鉱でございます。四年後また再び、四十二年の九月二十八日に三川鉱で坑内火災を起こしております。

これまた死者七名、CO中毒患者が四百二十五名の災害事故を起こしております。最近では三川坑道の大崩落がございまして、これまた六名の犠牲者を出しているわけでございます。そういう意味

では、総括して私は申し上げができるの

は、どうも三井三池、今次の有明炭鉱災害とい

うのは、私の体験を通して申し上げますと、かなり

近代化装備をしている。同時に日本では最優良な炭鉱である。こういう労使とも私は率直に申し上げてこれに対するやつぱり過信、保安に対する危機感というものが欠如しておったのではない。か、このように考へているわけでございます。この点につきまして冒頭にひとつ大臣から――大臣もいち早く現地へ飛んでおりまして、私も現地で小此木通産大臣が現地に来られたときもお会いをいたしておりますので、所感を含めまして大臣に今後のひとつ所見をまず冒頭に承っておきたい、こう思います。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 今次災害の起きたところの責任の所在、いろいろ私考えてみますけれども、この成り行きにつきましては今司法検査によりましてその解明を急いでいるところでございます。しかし先般取りまとめられました事故調査委員会の中間報告の内容を見てみると、これは必ずしも発生を防止し得ないようなそんな複雑な災害であるとも考へられないでござります。今対馬委員のおっしゃるようにな災害から三ヶ月近くたっているわけでございますが、災害の起きた直後、私現地に赴きましたいろいろな実情を見、また現地の方々のいろいろなお話を聞きまして、こういうことが起きてしまったということは非常に残念な気がしてなりません。と同時に今さらながらあの事故の発生ということを考えてみるだけでも本当にそら恐しいような気がいたしますし、また御遺族の方々の悲しさ、また犠牲になられた方々のお氣の毒なことなど本当にいろいろ考えさせられることが多いのでございます。

そこで、今後引き続きこのようなことが起きないように徹底的な原因の究明を行っているところございまして、何としてもこの責任の所在をはつきりして法規に照らして厳正な措置を行ふとともに、今後このようなものが絶対に起きないようにしなければならない。もとより委員のおっしゃるようにな生産よりも保安の方が絶対大切なんだという考え方のもとに今後処していくと心に戒めておる次第でございます。

○対馬孝且君 今大臣からまさしく今回の災害が私が指摘しましたように未然に防止し得た灾害であるということ、やつぱり生産よりも保安優先を第一義としてこれから対応をすべきものであるといふことを繰り返さないようございました。このことの大臣も決意を表明されまして、まさに今後ひとつ所見をまず冒頭に承っておきたい、こう思います。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 今次災害の起きたところの責任の所在、いろいろ私考えてみますけれども、この成り行きにつきましては今司法検査によりましてその解明を急いでいるところでございます。しかし先般取りまとめられました事故調査委員会の中間報告の内容を見てみると、これは必ずしも発生を防止し得ないようなそんな複雑な災害であるとも考へられないでござります。今対馬委員のおっしゃるようにな災害から三ヶ月近くたっているわけでございますが、災害の起きた直後、私現地に赴きましたいろいろな実情を見、また現地の方々のいろいろなお話を聞きまして、こういうことが起きてしまったということは非常に残念な気がしてなりません。と同時に今さらながらあの事故の発生ということを考えてみるだけでも本当にそら恐しいような気がいたしますし、また御遺族の方々の悲しさ、また犠牲になられた方々のお氣の毒なことなど本当にいろいろ考えさせられることが多いのでございます。

そこで、今後引き続きこのようなことが起きないように徹底的な原因の究明を行っているところございまして、何としてもこの責任の所在をはつきりして法規に照らして厳正な措置を行ふとともに、今後このようなものが絶対に起きないようにしなければならない。もとより委員のおっしゃるようにな生産よりも保安の方が絶対大切なんだという考え方のもとに今後処していくと心に戒めておる次第でございます。

○対馬孝且君 今大臣からまさしく今回の災害が私が指摘しましたように未然に防止し得た灾害であるということ、やつぱり生産よりも保安優先を第一義としてこれから対応をすべきものであるといふことを繰り返さないようございました。このことの大臣も決意を表明されまして、まさに今後ひとつ所見をまず冒頭に承っておきたい、こう思います。

○政府委員(石井賢吾君) 今大臣からまさしく今回の災害が私が指摘しましたように未然に防止し得た灾害であるということ、やつぱり生産よりも保安優先を第一義としてこれから対応をすべきものであるといふことを繰り返さないようございました。このことの大臣も決意を表明されまして、まさに今後ひとつ所見をまず冒頭に承っておきたい、こう思います。

なかつた、私は率直にこれ申し上げるんです。

それを今あなたがはつきりそういう体制に欠けておつたというふうに認めておりますから、私は、この機会にこの点を考えた場合に、保安規則の問題点をいま一度どの点がどういうふうに補強をすべきであるかという、後で申し上げます。これをもう一回やつぱりこらあたりの、ベルト番だけなしに、保安上の巡回、監視、あるいは巡視、このあり方についてもう一回再見直しをしてみる必要がないか、この点いかがでしょうか。

○政府委員(石井賢吾君) ベルトコンベヤーの保守管理は、先ほど申し上げましたように、從来、石炭鉱山で一番こわい自然発火、あるいは山はね、ガス突出といったような問題へのセンシティビティーというの非常に進んでおるわけございますが、どちらかといいますと、四十三年に北炭の平和礦で悲惨な坑内火災事故があつたわけでございますが、そういった面でセンシティビティーをもつてもう一回見直す必要があるんではないかというふうに現在考えておるわけでございますが、四月十六日に、鉱山保安技術検討委員会といふのがございますが、そこに坑内火災防止対策部会というのを設置いたしました。坑内火災の防止という観点からもう一回危険度を徹底的に見直して、それで必要な対応策を考えていくべきではなからうか。ただいま御指摘のベルトの保守管理要員の配置の問題、それから巡回、監視という面におきましては一方一回の最低の、炭則による義務づけの履行という問題ございますが、それらを含め坑内火災防止の観点からどう今後進めていたらよろしいか、現在検討を進めておるところでございます。

○対馬孝且君 それから、簡潔に申し上げますから、これは答弁はそのとおりだ、そのとおりだと言つてもらえばいいわけですから、端的に申し上げます。

ベルトコンベヤーの保安装置に対してもスリップ

リレーがついていなかつた、これは事実ですか。

これは現地ではそのとおりだと、こう言つている

なんだけれども、保安監督局の立場からどう見て

いるかという点。もう一つは、ベルトの蛇行防止機能を持つものはなかつたと、これも指摘をされて

いるのであります、この事実がそのとおりかどうかということ、端的でいいですよ。私、これは

後関係がありますから。

○政府委員(石井賢吾君) 第一点のスリップブリレ

量門以降についての蛇行防止装置はございませんでした。

○対馬孝且君 はい、わかりました。

そうすると、蛇行防止装置は全くなかつたと今お認めになりましたね。

そこで私は、そなあれば今回のこの災害の実態から判断をいたしまして、三池労働組合が一月

の九日、十日に、両日に三井有明鉱に入坑しまして、このことを保安体制全般についての指摘をして

ているんですね。これは一月九日、十日。その八日後にこの重大災害起きているわけだ。その時点

での保安監督局としてのこの対応はどうだったんですか。この五十八年以来三回指摘しておると、

こう言うなんだけれども、私は、大事なことはこの三池労働組合が一月九日、十日に実は入坑して、

そのときの点検としては非常に問題があると。そ

の八日後直ちに重大災害起きたという経緯からい

きまして、なぜ私が冒頭このことを申し上げたかと申しますと、全くその時点である程度蛇行の裝備、そういうものもなかつたし、またそういう巡視点検というものは行われていなかつたと、この

委員会でございますが、その保安監督員等によります保安検査が行われたというふうに聞いており

ます、検査の内容につきましては社内検査だつ

た、要するに労組と会社側の社内検査ということ

で、詳細についてはこちら側はその当時において

は承知しておりませんでした。

いずれにしましても、その時点で今回の災害の原因となるような状況が既に存在していたのかどうかといふ点でございますが、現段階でまだ事情

聴取すべて完了いたしておりますので、明確にお答えをすることは差し控えさせていただきたい

と思います。

○対馬孝且君 中間報告が出ておりますからね。

ただ、私はなぜこれを言うかと、事前のそ

ういう指摘をされていながら、会社側のつまりは

保安監視、保安巡回、保安点検、その時点での保

安教育というのが私は大事だと思うんですよ、局長、大事なことは。少なくともそういう指摘があつたとすればね、社内の話し合いなんてそんなも

のは何も問題にならぬですよ。問題は、具体的に

その時点で従業員に対して、どういう保安教育な

り、保安の体制にどういうアクションを起こした

かと、ここが大事なんだよ、ここが。災害が起きるたびに私はこれと言ふんだけれどもね、いやそのときは、見直してまいりますとかいろいろなことをしゃべるけれども、私が言いたいのは、その時点

での保安監督局の対応というのはどうだったのか。少なくとも社内的にそういう話をあつたとするならば、従業員に対して当然これはその時点の保安規則第七十条にある退避訓練あるいは消防訓練というものを、やっぱりこれは教育すべきじゃないですか、私が言わせれば。それで、例えばそ

こまでいかなくともですよ、私の言いたいのは、どうして保安教育をその時点に行うことができなかつたのかと、これはどう思いますか。私は、当

然その時点で保安教育をなされねばならないと

こう思ふんだけれどもね。その点私は、やっぱり保安に関する認識というのはやっぱり欠けていた

と、この一つを見ても明らかではないかと、こう思ふんですが、どうですか。

○政府委員(石井賢吾君) 昨年、三回延べ七ヵ所

につきましての落炭清掃の必要性の指摘をいたし

まして、これは文書でいたしておりますが、さら

に口頭で、この種の清掃の必要性について口頭で

指摘をいたしまして、これを保安委員会に報告す

るようにして、その問題を解決していいただくこと

をいたしておるわけでございますが、会社側がさ

らに組合と一緒に保安検査を行い、その社内検査

によつてその問題を解決していいただくことを我々は期待いたしておるわけでございます。今

回のその原因になつた火災発生箇所になつた地点においてそのような事態があつたかどうかは、今

の段階では検査をしている段階でございますが、

その検査の結果を待ちませんと、それが原因であつたかどうか確定できませんが、今

いづれにいたしましても、そういうベルトの保

守管理についての徹底という面については、少な

くとも落炭の清掃、炭じんの清掃、こういったもの

の注意は十分徹底をさしておつたつもりでござ

ります。

○対馬孝且君 いや、そういう改善命令なり、そ

ういう指示を出したわけでしょう。今お答えでき

ないというのは、そこは私は何も言つてゐるじ

やなくて、本来そのことに伴つてこの原因といふ

のは、時間がないから僕は詳しく述べません

けれども、完全にあれでしょ、炭鉱の事故とい

うのは水か火かガスよりないんだから、今回の原

因といふのは、明らかに言うまでもなく、つまり

ベルトの下にある堆積した炭層あるいは摩擦的

にからんで、そこから火源が生じて火が、煙が出て

いつたんではないかと。まあこれも一つの考え方

として中間報告を出していますよね。これは炭労調

と言えぱいんだよ。あるいは文書でも出した、

こう言つたんだから、出したとすればどうしてこの

鉱業所が、会社が、保安教育としてのアクション

なり行動が起きてないかと私は言つただよ。そこ

が問題ではないかと私は言つてゐるんだ。何も今ここで直ちに答えを出せと言つてゐるんじゃない。そういうことは当然行われるべきであったでしょうということについての監督局の受けとめはどうなんですかと聞いているんだから、そこを素直に答へればいいんだよ。

○政府委員(石井賢吾君) 先ほどお答え申し上げましたように、監督局からの改善指示、これを文書で行うほかに、他の箇所についても同様のことを行つようとしていた口頭での指示をいたしました。これを会社に設置されてございます会社側と労働組合から構成されます鉱山保安委員会に報告をして、そこで議論をするようにということでお願いをしておつたわけでございます。そういう意味におきまして、その鉱山保安委員会の討議内容をつぶさに承知はいたしておりませんが、そういつたところでこういった問題のこなしができていくというふうに我々は期待しておつたわけでございます。

○対馬孝且君 期待はしておつたけれど、実際はなされてなかつたということなんだよ。そこに今回の災害が発生した一つの要因がある。このことをしっかりと受けとめなければだめですよ。それからあなたは改善命令その他を出したと言つけれども、衆議院で同僚の多賀谷議員の質問にだよ、「今回の箇所についてはこれまで指示は行つれておりません」と、こう言つてゐる。そうあなたは答えてますよ。今回の火災の起きた坑道の、あの時点における箇所については、あんたの方は監督署としては指摘をしてなかつたと、こう認めてますね。それで、私、聞いてるわけです。だから、その五十八年以來三回勧告したと言つたつて、具体的な災害の発生した箇所の監督的行政指導というのは、いま一度やつぱりしっかりしてなかつたんじゃないかな。この点はどうなんですか。

○政府委員(石井賢吾君) 大変失礼申し上げました。私が五十八年に行われました巡回検査において、三度、延べ七ヵ所と申し上げましたのは言葉足らずございまして、当該火災発生箇所と目され

る地点については、そこは含まれておりません。その地点についての指摘は行つております。

○対馬孝且君 そこらあたりに私は、だから監督局を含めて、冒頭申し上げましたように、昭和二十四年以来保安規則が改定されていない、部分的にはあっても、全体的な根本的な見直しはされてないというあたりに、やっぱり甘い判断があつたんじゃないかな。こうまあ、あなたはされていないと今認めたから、その点は指摘をいたしておきます。

そこで、時間もありませんから、次は連絡指令体制の問題についてどうだつたかということです。これは私は明らかに、これこそ保安規則の私は重大な見直しをしなければならない問題だと思います。これは、この現場実態を調査してみますと、時間帯で言うなら、一時三十五分に災害発生の状況があつて、そして一時五十分に坑内誘導無線による火災発生に伴う連絡があつて、二時五分に排気坑道を通じて退避せよという命令を出した。この間十五分間あるんですよ、局長。この十五分間というのは坑内の煙を考えた場合に、これは言うまでもなく、素人が判断しても一酸化炭素が発生するのは当然であるし、こんなことあなたは、この間十五分間あるんですよ、局長。この間十五分間というのではなくて、そこには原因があると思います。

私は率直に申し上げます、時間もあれだから、指令室といふのは大体保安室破壊係をやつた古参が行くんですよ。これは夕張炭鉱も同じです。私は夕張災害でもこの問題は指摘したんです。その指令室にいる保安係員に指揮監督権がないんだよ、命令室にいる保安係員に指揮監督権があるというふうに保安計画上定めてあるわけでございますが、現実には先生御指摘のように十五分余を経過したわけでございます。その間、会社側の報告によりますと、指令センターといふのは大体保安室破壊係をやつた古参がつつきり申し上げて。だから直ちに対応しようと思つたって対応できないんだ、今の場合。これは

つてこれはまちまちなんだ。一時は排気坑道を通じて撤去せよ、今度は救急センターに籠居せよ、まるで二転三転ばらばらで、殺さなくてもいいのを殺したと私は言いたいんだ。

そういう命令の指令系統それ自体にやっぱり問題はもちろんあるんだけれども、私の言いたいのは、この連絡指令体制ということに根本的にやっぱり問題があるんじゃないかな。ここらあたりの指令体制といふものの衝に携わっている者の権限と令体制ともう一つの衝に携わっている者の権限とのではいかこのことを言つてゐるわけです。

○政府委員(石井賢吾君) 現在の炭則におきましては、その二十五条の二によりまして、保安係員におきましても、緊急の危険が発生し、またそのおそれがあります場合には、労働者に必要な指示を与えて、直ちに作業の中止、あるいは通行の遮断その他必要な応急処置を講ずることができることとされておるわけでございますが、御指摘の指令センターオりました者は保安係長が当時おつた。この間十五分間あるんですよ、局長。この間十五分間というのではなくて、そこには原因があると思います。

これは三池の有明区域におきまして保安計画によりますと、保安統轄者及び保安技術管理者及びこれの指定をした者が一応避難退避命令等を発出し得る権限があるというふうに保安計画上定めてあるわけでございますが、現実には先生御指摘のように十五分余を経過したわけでございます。その間、会社側の報告によりますと、指令センターといふのは大体保安室破壊係をやつた古参がつつきり申し上げて。だから直ちに対応しようと思つたって対応できないんだ、今の場合。これは

業所としましては保安技術者管理通達を発しましてその辺の体系をきちっと整備いたしました。

これらにつきまして、先生御指摘のように、これは有明はその教訓を踏まえて体系をきちっと整備いたしましたけれども、その他の炭鉱につきましても十分検討する必要がございますので、先ほどの話をもう一回保安規則上見直す必要があると思います。

○対馬孝且君 これは指令センターの日常体制は確かにそれは問題はないですよ。やっぱり重大災害が発生した今のこういう時点の場合の指令センターの対応、権能というのが問題なんだよ。ここはやっぱり、単に会社側の強化指示とか対策といふよりも必要なものでありますけれども、いま一步、規則上からいって私はこの指令センターの責任者が直ちにそこでもって対応できる権能というものをもつと強化する必要があるのではないかと、そのことを言つておるわけだ。

あなたも検討すると今言つていますから、ひとつこれをこれから見直しの一つの中に入れてもいいたい、これはよろしくうございますか。

○政府委員(石井賢吾君) セっかく検討を進めた

いと、いうふうに思つております。

○対馬孝且君 次は、三番目は消火体制の問題について私は率直に申し上げたいと思うんです。これも鉱山保安規則の百二十八条の七、「ガス突出警戒区域においては、適当な箇所に空気供給設備その他鉱山労働者の退避のための適当な設備を設けなければならない。」この問題もあるし、防火体制とあわして私は申し上げるのでありますけれども、消防体制問題でもう一つの問題は、二百八十九条の三、つまり水栓系統の備え、準備をすれば、全くあれでしよう、たつた四人で、現場で確認しますと、作業員三人でしかも組夫もかき集め

てあそこで火を消したという状況になつてゐるわ

けだ。ところが水圧が低下したというのは、つまりダムにあった水が、あそこが焼け落ちたために水路がとまっちゃったわけでしょう。だから水の応急処置ができなかつたわけだ、問題は。

だからそういう場合に備えての対応措置とい

うのは、私はこの現行の規則ではやつぱり問題があ

る。二系統以上の予備の水路を持つて直ちに消火

体制に入れるような対応が今備えられていない。

そういう意味で私は今この規則を読み上げたわけ

ですけれども二百八十九条の三、あるいは関連して申し上げますならば百二十八条の七、これは

日常の体制だから、ガスがないから問題がないん

だと、こういうあたりをやつぱり見直してみると

要があるんじゃないかな。私は抽象論を言っているんじゃない、具体的に申し上げている。この点は

一体どういうふうにお考えになつてあるかとい

うことを聞きます。

○政府委員(石井賢吾君) 有明鉱におきましての

火災では、先生御指摘のように二百二十メータ

一斜坑の坑底の湧水を利用した一系統、これがケ

ーブルの切断によって不能になりました、二百二

十メートル坑道の近くにございます他の水源との

接続を図つたわけでござりますが、この接続がう

まくいきませんために消防が効果を上げ得なかつ

たという大変悲惨な結果を招いたわけでございま

す。

現在、御指摘のように水源の一系統化といふこ

とにつきましては従前より指導してまいつておりますし、各炭鉱では一応二系統化が達成されてい

る今現状にござります。今回、それではその二系統

が役に立つてないではないかという御指摘をいた

だくことになるのではないかと思うのでございま

すが、それにつきましては当然、十分活用できる

ような例えばバルブサイズの調整統一化、こうい

った問題についてもさらに組み込んで検討してみ

たいというふうに思つております。

○対馬孝且君 これをひとつ、今私が具体的に指

摘しましたように、もしもう一系統の水路があれ

ばあるいはこれは十分に対応できたと思うんです

よ。そこらあたりが問題だと、こう私指摘してい

るんですから、ぜひひとつ改正問題点の中に入れ

てもらいたいということが一つです。これはよろ

しゅうございますな、今の問題は、検討の課題と

して十分に善改の方向で検討するということはい

いね、大事なことだから。

○政府委員(石井賢吾君) 実態から申しますと一

応二系統化が達成されておりますが、それをさ

るにどういうふうに有効活用できる態勢を持ってい

くか、そのあり方について検討させていただき

いと思います。

○対馬孝且君 ゼひひとつそういう点で検討して

いただきます。

次の問題は、これは何回もしばしば、幌内炭鉱

災害でも私ここで指摘をいたしました。なぜかと申しますと、この防火施設の体制の問題です。

つまりもしあそこに救急センターが機能しておつ

て、ピニールハウスがあつて、エアマント体制とか

そういうものが全部機能すれば私は八十三名助か

つたと思う。これは遠くは茂尻炭鉱もあるけれども、卑近な例は昭和五十三年の三井砂川です。三

井砂川災害のときにこういう例があった。当時、

たしかマイナス五百八メーター付近での文殊坑

からわかつてゐるんですけども、そのときに、

あのときは防火体制として、防災設備の体制とし

てビニールハウスの中に入つて実はあのときは助

かったという実情があるわけです。しかも四十七

時間後に助かつたんだよ。ところが今回の場合は、

これ体制がなつてないでしよう、この問題につい

て私は言わせれば。これはもう本当に返す返すも

読んでいますからくどくど申し上げません。ここ

は残念だと思います。もしこれがピニールハ

ウス体制なり救急センターが機能しておつてー

これは時間がありませんから、その原因は私全部

の確立に問題があるということを指摘をせざるを

得ません。これはどういうふうにお考えになつてありますか。

○政府委員(石井賢吾君) 御指摘のように、有明

区域がガス突出警戒区域でございませんもので

しというやり方ではなしに、これは何回も僕はこ

れを委員会で言つたことがありますよ。私はこれ

からいわゆる救急バルブを採用はいたしておらな

いわけございまして、目抜きを利用していたしまし

た救急センターというものが設置されておるの

に関しましては、一応入排気の差圧がそれほど大

きくなればセンター内にございま空気取り出

し口から圧力を放出いたしますと外部からの空気の導入を遮断できる漏気防止が一応できるテスト

が完了いたしておるわけでござります。今回の事

故におきまして、御指摘のようにこの救急センタ

ーが機能しなかつたと申しますか、利用した形跡

もございません。これはできなかつたからそし

て、ビニールハウスがあつて、エアマント体制とか

そういうものが全部機能すれば私は八十三名助か

つたと思う。これは遠くは茂尻炭鉱もあるけれども、卑近な例は昭和五十三年の三井砂川です。三

井砂川災害のときにこういう例があった。当時、

たしかマイナス五百八メーター付近での文殊坑

からわかつてゐるんですけども、そのときに、

あのときは防火体制として、防災設備の体制とし

てビニールハウスの中に入つて実はあのときは助

かったという実情があるわけです。しかも四十七

時間後に助かつたんだよ。ところが今回の場合は、

これ体制がなつてないでしよう、この問題につい

て私は言わせれば。これはもう本当に返す返すも

読んでいますからくどくど申し上げません。ここ

は残念だと思います。もしこれがピニールハ

ウス体制なり救急センターが機能しておつてー

これは時間がありませんから、その原因は私全部

の確立に問題があるということを指摘をせざるを

害が起きるんだよ。だから、炭鉱全体が、坑内はやつぱり危険であると、こういう設定をするのが

これは当然であつて、ただ事故が起きたから見直しというやり方ではなしに、これは何回も僕はこ

れを委員会で言つたことがありますよ。私はこれ

十年間しゃべつているんだ、このことについて。

やつぱりこの機会に私ははつきり申し上げて、百

二十八条の二、それから七、この問題をもう一回

おきまして、御指摘のようにござります。過去のその気密性

に關しましては、一応入排気の差圧がそれほど大

きくなればセンター内にございま空気取り出

し口から圧力を放出いたしますと外部からの空気の導入を遮断できる漏気防止が一応できるテスト

が完了いたしておるわけでござります。今回の事

故におきまして、御指摘のようにこの救急センタ

ーが機能しなかつたと申しますか、利用した形跡

もございません。これはできなかつたからそし

て、ビニールハウスがあつて、エアマント体制とか

そういうものが全部機能すれば私は八十三名助か

つたと思う。これは遠くは茂尻炭鉱もあるけれども、卑近な例は昭和五十三年の三井砂川です。三

井砂川災害のときにこういう例があった。当時、

たしかマイナス五百八メーター付近での文殊坑

からわかつてゐるんですけども、そのときに、

あのときは防火体制として、防災設備の体制とし

てビニールハウスの中に入つて実はあのときは助

かったという実情があるわけです。しかも四十七

時間後に助かつたんだよ。ところが今回の場合は、

これ体制がなつてないでしよう、この問題につい

て私は言わせれば。これはもう本当に返す返すも

読んでいますからくどくど申し上げません。ここ

は残念だと思います。もしこれがピニールハ

ウス体制なり救急センターが機能しておつてー

これは時間がありませんから、その原因は私全部

の確立に問題があるということを指摘をせざるを

消防対策、警報連絡体制、それと大きく分けまして退避という五項目でございますが、その退避の一環といたしまして今御指摘の救急センターの方へ、こういったものについても検討いたしますし、それから消防体制といたしまして防火水源についての検討ということを含めてやっていきたいと思っております。

○対馬孝且君 今私が申し上げました問題点のうち、具体的な鉱山保安規則、これは見直せといふのは、私が言っているのは、規則だけを改正せいと言つているのじやないですよ。指導基準なり運用基準というものをつくった方がいいだろと、こう言つているのだ。こういうことを言つてはいるのだから、現実に合つたことを言つてはいるのだよ。あなた方が自身が日ごろ感じていながら、そういう指導基準なり運用基準を含めて規則改正をしてもらいたいと、こういう方向でひとつ強く今検討し、改善の方向へ行くことだから、そういう方向で確認してよろしくございますね。

○政府委員(石井賢吾君) そのとおり検討させていただきます。

○対馬孝且君 大臣に、それじや今局長から答弁がございまして、今申し上げました具体的な保安規則あるいは指導基準、運用基準といふものをひとつこれから見直していただきたいと、改善の方へ向でいたしますと、こういう局長の答弁でございますが、大臣にひとつ締めくくりの意味で大臣のこの考え方についてお伺いします。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 先ほど申し上げましたがございまして、保安ということが何よりも重大であるということにかんがみますれば、今後類似災害を起こさぬといふようなかたい決意で私どもは監督指導しなければならないわけでございます。局長が対馬委員の質問に答えまして、今後厳重に監督の立場にあるとするならば、対馬委員の御意見に対してもこれをお伺いします。

○対馬孝且君 わかりました。大臣のお答えどおりでございます。

り、ひとつぜひ実効あるものにいたしてもらいたいということを申し上げます。

そこで、時間もあと十分足らずしかございませんから、まだたくさんあるんですねけれども、時間の関係上、私はかねて去年の十月六日、これは会議録を今持ってきておりますけれども、時間もありませんから、十月六日のエネルギー特別委員会、昨年の四月二十日のエネルギー委員会で、数回、一北大の名誉教授、後ほど参考人でおいでを願っておりますけれども、二回にわたりまして私は、試験炭鉱というものをこの際検討すべきである。このことを十月六日の新鉱再建対策の課題のときに、時の大臣、エネルギー府長官、それから保安担当者にも申し上げています。それからここにございますが、四月二十日、同じく申し上げておるのですが、はね返ってきた言葉には、これは率直に申し上げて、なかなかそう簡単にはまいらないと。つまり急傾斜山もあれば三池平坑道の山もあるし、太平洋のようなつまり水平坑道の山もあるし、あるいはシールド採炭やつていう山もあるというようなことで一様にはなかなかまらない、こういうお答えをいたいております。私はこれはもう一度、やっぱり今日のこのだけの災害が発生をしているわけですから、だんだん深部へ深部へと深くなつていて、一方では急傾斜になつてきているし、こういう問題等も含めて、そんな、ただ各山の自然条件が違うんだという、予算上の関係があるから言つているだけの話であつて、そんな甘い判断ではダメです。もう一回これをやっぱり本当に試験炭鉱とどうのを検討を見直してみると、一応保安管理上の面からも検討すると、こういう対応をひとつ検討してもらいたいと思いつますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(石井賢吾君) この問題につきましては、私どもかねがね石炭鉱部会に御議論をお願いをいたし、また海外へ調査団を派遣いたしました。それでございまして、私もよろしく善処いたす次第でございます。

○対馬孝且君 わかりました。大臣のお答えどおりでございまして、十分検討を進めてきたつもりでございます。

りでございます。もう先生十分御承知でござります、我々の言い分につきましてはここで省略します。それで、時間があと十分足らずしかございませんから、まだたくさんあるんですねけれども、時間の関係上、私はかねて去年の十月六日、これは会議録を今持ってきておりますけれども、時間がありませんから、十月六日のエネルギー特別委員会、昨年の四月二十日のエネルギー委員会で、数回、一北大の名誉教授、後ほど参考人でおいでを願っておりますけれども、二回にわたりまして私は、試験炭鉱というものをこの際検討すべきである。このことを十月六日の新鉱再建対策の課題のときに、時の大臣、エネルギー府長官、それから保安担当者にも申し上げています。それからここにございますが、四月二十日、同じく申し上げておるのですが、はね返ってきた言葉には、これは率直に申し上げて、なかなかそう簡単にはまいらないと。つまり急傾斜山もあれば三池平坑道の山もあるし、太平洋のようなつまり水平坑道の山もあるし、あるいはシールド採炭やつていう山もあるというようなことで一様にはなかなかまらない、こういうお答えをいたいございます。私はこれはもう一度、やっぱり今日のこのだけの災害が発生をしているわけですから、だんだん深部へ深部へと深くなつていて、一方では急傾斜になつてきているし、こういう問題等も含めて、そんな、ただ各山の自然条件が違うんだという、予算上の関係があるから言つているだけの話であつて、そんな甘い判断ではダメです。もう一回これをやっぱり本当に試験炭鉱とどうのを検討を見直してみると、一応保安管理上の面からも検討すると、こういう対応をひとつ検討してもらいたいと思いつますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(石井賢吾君) この問題につきましては、私どもかねがね石炭鉱部会に御議論をお願いをいたし、また海外へ調査団を派遣いたしました。それでございまして、私もよろしく善処いたす次第でございます。

○対馬孝且君 わかりました。大臣のお答えどおりでございまして、十分検討を進めてきたつもりでございます。

りでございます。もう先生十分御承知でござります、我々の言い分につきましてはここで省略します。それで、時間があと十分足らずしかございませんから、まだたくさんあるんですねけれども、時間の関係上、私はかねて去年の十月六日、これは会議録を今持ってきておりますけれども、時間がありませんから、十月六日のエネルギー特別委員会、昨年の四月二十日のエネルギー委員会で、数回、一北大の名誉教授、後ほど参考人でおいでを願っておりますけれども、二回にわたりまして私は、試験炭鉱というものをこの際検討すべきである。このことを十月六日の新鉱再建対策の課題のときに、時の大臣、エネルギー府長官、それから保安担当者にも申し上げています。それからここにございますが、四月二十日、同じく申し上げておるのですが、はね返ってきた言葉には、これは率直に申し上げて、なかなかそう簡単にはまいらないと。つまり急傾斜山もあれば三池平坑道の山もあるし、太平洋のようなつまり水平坑道の山もあるし、あるいはシールド採炭やつていう山もあるというようなことで一様にはなかなかまらない、こういうお答えをいたいございます。私はこれはもう一度、やっぱり今日のこのだけの災害が発生をしているわけですから、だんだん深部へ深部へと深くなつていて、一方では急傾斜になつてきているし、こういう問題等も含めて、そんな、ただ各山の自然条件が違うんだという、予算上の関係があるから言つているだけの話であつて、そんな甘い判断ではダメです。もう一回これをやっぱり本当に試験炭鉱とどうのを検討を見直してみると、一応保安管理上の面からも検討すると、こういう対応をひとつ検討してもらいたいと思いつますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(石井賢吾君) この問題につきましては、私どもかねがね石炭鉱部会に御議論をお願いをいたし、また海外へ調査団を派遣いたしました。それでございまして、私もよろしく善処いたす次第でございます。

○対馬孝且君 わかりました。大臣のお答えどおりでございまして、十分検討を進めてきたつもりでございます。

んけれども、そういう幾つかの急傾斜山、水平坑道、あるいはシールド採炭、あるいは自走車の関係における機械化採炭の今日的な現象、それから深部、浅部、具体的に例を挙げれば、こういう全般的な問題を含めて、試験炭鉱としての見直しとうものを私はしてみるべきではないか。総合的な見地からしゃべっているわけです。この点もう一回確認する答えを求めます。

○政府委員(石井賢吉君) 先ほど申し上げましたように、中央鉱山保安協議会の石炭亞炭部会においては、本件につきまして徹底的な検討をしていただいたわけでございます。また、その間に海外調査団も派遣をいたしました、こういった検討を深めたわけでございます。また、先ほど御報告申し上げました生産現場におきます各種試験につきましても、そういった鉱山保安協議会等の意見を伺いながら現実に進めておるわけでございまして、私どもとしては五十四年の段階で十分この検討を尽くしていただいたんではないかというふうに思つておるところでございます。

○対馬孝且君 これもう一度私は率直に申し上げますけれども、この問題について個別に現場を中心としてお話をございましてたけれども、私が聞

いて、私どもとしては五十四年の段階で十分この検討を尽くしておるわけでございます。また、その間に海外調査団も派遣をいたしました、こういった検討を深めたわけでございます。また、先ほど御報告申し上げました生産現場におきます各種試験につきましても、そういった鉱山保安協議会等の意見を伺いながら現実に進めておるわけでございまして、私どもとしては五十四年の段階で十分この検討を尽くしていただいたんではないかというふうに思つておるところでございます。

○対馬孝且君 僕は鉱業審議会のことと言つて

○政府委員(石井賢吉君) 謝解があるといけませんので申し上げますが、私どもが検討の場として設けましたものは中央鉱山保安協議会でござります。もう一遍答弁を願います。

○政府委員(石井賢吉君) 本當に救つてやろうというならば、私は会の構成のあり方を見直すべきだと、このことを私は求めます。

○政府委員(石井賢吉君) これがあくまでも学者と会社側及び労働組合の技術経験者が入つておるわけでござります。

○対馬孝且君 僕は鉱業審議会のことと言つて

○政府委員(石井賢吉君) 審議会でこの問題を検討いたしてもらったわけではありませんで、保安協議会の石炭亞炭部会で検討いたしたわけござります。

○対馬孝且君 だから、答弁があんた、私の言つたことは、正確に言つてるのは、鉱業審議会でや

は亞炭部会でやつたかもしらぬけれども、鉱業審議会としては検討しましたか、はつきり。石炭部長もここにいるけれども、検討はしてないでしょ

○対馬孝且君 終わります。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 委員御指摘の問題につきましては、過去におきましてもかなり深く検討をいたした問題ではございます。せつから御指摘でござりますので、今後もなお心を改めて検討してみたいと思っております。

○対馬孝且君 終わります。

○伏見廣治君 対馬さんと同じように有明の事故に関連して石炭採炭場のいろいろな保安問題についていろいろお伺いしたいと思います。

○対馬孝且君 私は、亞炭部会の検討はそれは結構かもしらぬけれども、これは結構かもしらぬけ

れども、鉱業審議会として今日の深部に移行した段階、あるいはそういう段階を含めて検討してみ

る時期に来てるんではないかと、こう言つてあるので、きょうは私の友人である、ごく最近北大

を定年退職されました磯部先生に参考人としておいでいただいて、いろいろ磯部さんからの御意見をお聞きしたいと思ってるわけでございます

が、それに入る前に私自身の立場をちょっと説明しておいた方が私の話がわかりやすくなるのではなかろうかと思つてますのが、どうですか。

○政府委員(石井賢吉君) 御指摘の石炭鉱業審議会でございますが、私ども保安問題に関しましては石炭鉱山保安協議会で徹底的に議論をする仕組みになつておりますので、この場を使って今後とも思つております。

○対馬孝且君 検討はしてみたいという答えです

から、私は今時間ないから省いたんだけれども、鉱業審議会のあり方だつてこれ問題ですよ、私は率直に申し上げますけれども、この点は後に譲る

としまして、今局長から検討していただくというお答えですからひとつ試験炭鉱問題というのには、私は単に何も予算措置のこととか、そんなみみつけられたので、この点ひとつ、大臣、時間も参りましたので、一言だけひとつあらゆる角度からこの

日本の石炭の将来を誤つたらめだと、保安体制を誤つたらめだといふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うわけですが、私は全くひどい見地から申し上げている

とお答えですからひとつ試験炭鉱問題というのには、私は単に何も予算措置のこととか、そんなみみつけられたので、この点ひとつ、大臣、時間も参りましたので、一言だけひとつあらゆる角度からこの日本の石炭の将来を誤つたらめだと、保安体制を誤つたらめだといふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うわけですが、私は全くひどい見地から申し上げている

とお答えですからひとつ試験炭鉱問題というのには、私は単に何も予算措置のこととか、そんなみみつけられたので、この点ひとつ、大臣、時間も参りましたので、一言だけひとつあらゆる角度からこの日本の石炭の将来を誤つたらめだと、保安体制を誤つたらめだといふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うことは、非常に危険なエネ

から、私は今時間ないから省いたんだけれども、鉱業審議会のあり方だつてこれ問題ですよ、私は率直に申し上げますけれども、この点は後に譲る

としまして、今局長から検討していただくというお答えですからひとつ試験炭鉱問題といふ見地から申し上げている

とお答えですからひとつ試験炭鉱問題といふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うわけですが、私は全くひどい見地から申し上げている

とお答えですからひとつ試験炭鉱問題といふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うわけですが、私は全くひどい見地から申し上げている

とお答えですからひとつ試験炭鉱問題といふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うわけですが、私は全くひどい見地から申し上げている

とお答えですからひとつ試験炭鉱問題といふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うわけですが、私は全くひどい見地から申し上げている

とお答えですからひとつ試験炭鉱問題といふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うわけですが、私は全くひどい見地から申し上げている

とお答えですからひとつ試験炭鉱問題といふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うわけですが、私は全くひどい見地から申し上げている

とお答えですからひとつ試験炭鉱問題といふ見地から申し上げている

ところを申し上げたいと思うことは、非常に危険なエネ

ルギーであると、危険な場合を起こすようなエネルギーであると、そういう場合から考えれば、もつともっとそのような採掘に関しては安全なエネルギーの獲得手段というものはないものかということを思いがちでございますが、しかし危険とか

そのようなことを考えずにエネルギーだけということを考えますれば、それは石油が枯渇した以後も石炭そのものはなお存在するというような学問等もあるわけでございまして、今後、人類にとりまして石炭といふものがいかに大事なものであるかということは、委員御指摘のように、歎然と存

在する、学問の上からも私自身重大な資源であると考えておる次第でございます。

○伏見廉治君 そういう観点からぜひ石炭産業についても真剣に取り組んでいただきたいと思うところでござりますが、その石炭で一番弱点と思われるところは、大臣が言われたとおりに、その採掘の際にいろいろな事故が発生して非常にたくさんの方々がお亡くなりになると、いふやうな事件が相当しばしば起こるという点にあると思うのです。しかし、ほかのエネルギー源が絶対安全かというと、それは必ずしも言えないわけでございまして、石油に伴う火災のようなものは大きなものが多く言われているように潜在的な危険性は非常に大きいかいでございまして、現在までは原子力に関する限り表面上にあらわれた事故を出しておりませんけれども、潜在性という点では非常に大きなものがありまして、どういうエネルギー源にいたしましてもその危険性をはらんでいないものはないわけでございます。

石炭については特に問題になるのは、まさにその石炭を生産なさる方々が、つまりレジャーで山へ登山して事故でお亡くなりになるという意味のそういう事故とは質的に差があると思うのですね。いわば日本の経済的繁栄の基礎の縁の下の力持的な非常に貴重な人材を亡くすという意味が重なっていると思いますので、この鉱山における保安問題はあくまでも真剣に、あらゆる手段を講

じてそれを守るという観点からやつていただきたいと思うわけでございます。

ですが、労働災害で普通の一般的な労働災害といふものの起る割合と、それから例えれば土木建築に從事されている方々の災害率というのか、何どもしか御存じでしたらよろと数字を伺いたいの

のがさらにもう大きくなっているというようなことを言われておりますが、その数字がもしありましたら教えていただきたい。

○説明員(島田隆志君) 詳細な数字でございますので、私の方から説明させていただきたいと思ひます。

お尋ねの産業別の労働災害でございますが、一つの指數としまして度数率、過去延べ百万時間当たりの罹災者数というのがございますが、それでお見まいりますと、石炭、亜炭鉱業が二三・三四でござります。その次に大きいのが林業でございまして一七・九九、お尋ねのメタル、金属工業でございますが四・九六とか、あるいは建設業にま

でござりますが四・九六とか、あるいは運輸業で四・七三というような数字がございます。御指摘のとおり石炭、亜炭といふのは非常に災害率が高いと

いふことでございます。

それから、最近の傾向といいますか災害の状況

でございますが、石炭について申し上げますと、これは速報ベースでございますが六百八十四件とい

うことござります。ここ二、三年で見てまいり

ますと、五十六年が千八十三件、五十七年が九百八十九件、五十八年が今申し上げました六百八十

四件という形で減少傾向にあるわけでございま

す。

死亡者の方で見てまいりますと、五十年が六十

八名でございます。五十六年が北炭の夕張新炭鉱

の大事故がございまして百二十四名、五十七年が

二十四名、昨年は一応史上今まで一番少なかつたわけでございますが十七名といふことでございま

す。

○伏見廉治君 ありがとうございました。

その数字を拝見いたしましても、とにかく石炭採掘関係の方々が非常に率で災害にお遭いになつてゐるということは明らかでございますので、あ

るが、労働災害で普通の一般的な労働災害といふものがさらにもう大きくなっているというような

ことがさらにもう大きくなっているというようなこ

とを言つておられます、その数字がもしありましたら教えていただきたい。

○説明員(島田隆志君) 詳細な数字でございますので、私の方から説明させていただきたいと思ひます。

お尋ねの産業別の労働災害でございますが、一

つの指數としまして度数率、過去延べ百万時間当たりの罹災者数というのがござりますが、それでお見まいりますと、石炭、亜炭鉱業が二三・三四でござります。その次に大きいのが林業でございまして一七・九九、お尋ねのメタル、金属工業でございますが四・九六とか、あるいは建設業にま

でござりますが四・九六とか、あるいは運輸業で四・七三というような数字がございます。御指摘のとおり石炭、亜炭といふのは非常に災害率が高いと

いふことでございます。

それから、最近の傾向といいますか災害の状況

でございますが、石炭について申し上げますと、これは速報ベースでございますが六百八十四件とい

すことござります。ここ二、三年で見てまいり

ますと、五十六年が千八十三件、五十七年が九百

八十九件、五十八年が今申し上げました六百八十

四件という形で減少傾向にあるわけでございま

す。

死亡者の方で見てまいりますと、五十年が六十

八名でございます。五十六年が北炭の夕張新炭鉱

の大事故がございまして百二十四名、五十七年が

六十二名でござります。

○参考人(磯部俊郎君) 今の答申の中に一つだけ

ちょっと落としましたことがございます。これは

れのあり方とか、性格とか、そういうことについでは磯部先生に伺うのがよからうと思ひますので、まずその点からお伺いいたしたいと思ひます。どうぞよろしく。

○参考人(磯部俊郎君) お答え申し上げます。

現在日本で石炭産業につきまして研究開発を行つておりますのは、通産省では工業技術院の公害資源研究所、現在は本所が筑波にございます。それの支所が九州と北海道にございます。それらのところでやや現場に密着した研究をやっておりま

す。

それから、各大学の資源工学科あるいは資源開発工学科、これは五つないし六つの大学がござりますけれども、それらのところで主としてそういうものを研究をしております。これは基礎的な理論面について行つております。

さらに財團法人石炭技術研究所というのがございまして、これは業界と政府とである比率で資金を出し合つて、いわゆる現場に直結した研究を行つております。それらの研究機関は相互にできるだけ連携をとりまして現在の石炭技術を進展させ

るのにやはり相当の努力を払つてゐるというが現状でございます。

○参考人(磯部俊郎君) 一通りいろいろな研究所あるいは研究機関のようなものがあるというお話を承りますが、そういうものは全体としてちゃんと連絡

をとつてやつてゐるんでしょうか。つまり現場と実験室というようなこともありますでしょうし、それから同じ現場でもいろんな立場があると思う

例えは石炭をたくさんとるという方の研究もある

でしょうし、災害を防止するという立場もある

でしょうし、いろいろな立場というものがあると思うのですが、そういういろいろな面の全般的な有機的な連携というものは極めて大事だと思う

ですが、その辺はどういうふうになつております。

研究をしても、その炭鉱には合う技術は開発されるかも知れないけれども、それを全炭鉱に応用するようなものとはなり得ない。したがいまして、そのようなものをつくることは国費のむだ遣いになるんではないかと、断定はしておりませんが、と思いますというのがほぼ発言の骨子でござります。

私は、この二つを分けて考えてみたいと思いま

す。
有吉さんの御発言は、これはいわゆる炭鉱側の立場に立つての御発言でございます。炭鉱の人とのうのは、往々にして私どもの方は他山と自然条件が違うんだ、したがって他山のやり方では我々の山は掘れないんだということを理由にいたしまして、生産減あるいは保安の問題に対して対抗手段をとるのが、私も炭鉱におりました関係でそれが常套手段のように思います。したがいまして、有吉さんの御発言はその見地に立つていております。

一方、伊木先生の御発言につきましては、私は学問といふものはそういうものではない。例えは人だつてそれぞれ違うだろう。同じ人は一人といひながら、人にはいろいろな病気をするだろ。その病気に対してどんな研究をやつっているか。人を使って研究をやつしているでしょうか。私は、それは動物を使つてやつてあると思います。動物と人間は違う、違うからそれは人間には応用できないんだということが言えるか。それは国費のむだ遣いになるんでしょうか。動物実験は決して国費のむだ遣いにはならないと思います。試験採掘でもどこの炭鉱でも同じような悩みを持つております。それを試験炭鉱で行うべきであります。

何も、個々の問題はその違いは個々の責任において処理すればよろしい。個人個人の個性の修正とか伸張というのは自分自身がやればよろしい。

しかし、社会性とかそういうものに関して、現在教育の問題が問題になつておりますけれども、それは共通性において社会の責任において考えるという意味であります。試験炭鉱は、そういう意味で決して私は国費のむだ遣いにはならない。むしろ、そういう共通性の中にどんな真理が含まれているかという学問と、技術の発展のために一つの我々が描き出した大きなロマンの中の一つの実現であると考えております。

○伏見康治君 ありがとうございました。

残念ながら時間切れなんですけれども、最後に一つだけ。

素人として、新聞を読んでおりまして、有明の災害が起こつて何週間かたつた後で、福岡鉱山保

安監督局が鉱山採掘の何か許可を出したという新聞記事を拝見いたしました。全くの国民の一人として、つまり全くのずぶの素人としていささか不安を感じたわけなんです。つまり、監督局とい

うのは前から監督されていたわけで、それで事故が起こつたわけで、その事故の原因究明がまだ中

間報告といったような段階でしかないのに、既に再びその採掘が行われてもいいという許可を与えるということは、一体どういう根拠によるのか、それから

保安法をあくまでも守る立場とは、やはり一人の

人間ではできにくいことで、違つた人格でないとやれないと思うんですが、お伺いいたしますと

通産の中にはいわばそういう二つの役割をそれぞ

れ受け持つ部局があつて、その間でいわば緊張關係があるよう伺つておりますが、そもそも鉱業法とか鉱山保安法とかいうものが終戦直後に成

立いたしましたときに、G H Q の考え方では、採掘する方の話は通産省に任せて、そして保安面は労

働省に任せたといつたようなサゼスチョンがあつたように伺つているんですが、実際はそうではなくて通産省が一切を賄うような形になつたと思う

んですけれども、こういう事故がたゞ重なつてしまふりますというと、やはり役割といふものはそれ

ぞれ別々にした方がいいのではないかといったよ

うなことが私は十分考えられると思います。

終戦直後は、とにかく日本の産業を復興するこれが大事で、そのためにはまず石炭を掘らなくちやならぬという至上命令みたいなものがございまして、しゃにむに石炭を掘つたと思うんでございまして、私は西ドイツの炭鉱も入りましたし、チニコスロバキアの炭鉱、ボーランド、中国、それからソビエト炭鉱も入つてしましました。やっぱりどうも保安機構が、礦部先生にお伺いしたいのは、独立体制に日本はなつていないんじゃないのか、非常に弱い体質を持つてゐるんじゃないのか。それは私の持論なんですか、いつも議論することがあります。

○政府委員(石井賢吉君) この問題に関しましてございますが、すぐさま結論を出すことはできませんが、すぐさま結論を出しますけれども、そういう意味での検討もひとつやつていただきたいと思うんですが、大臣、どうお考えでしようか。

○政府委員(石井賢吉君) この問題に関しましては、御指摘のように鉱業法体系と鉱山保安法体系とチャック・アンド・バランスの関係で処理をいた

しておるわけでございます。御承知のように鉱業活動といふものは、先ほど対馬先生から御指摘がありましたように保安管理、保安確保と表裏一体といたしまして、片方では、生産五百万吨達成

されていますが、三池の所長であると。これ、私をして言わしめれば、警察に泥棒の権限を与えたと同じじやないか、こういうことで私はしばしばこの問題を言います。

三池三池の場合あたりを見ると、三池鉱業所の所長が年間五百万吨の生産体制を責任を持っていきますと、保安の管理最高権者が、三池の権者が

あります。その権限を三池の所長が持つて、片方では、保安に対する

最高権者として取り締まらなきやならぬ。これがあります。そこで私はしばしばこの問題を言います。

三池三池の場合は、三池の所長が年間五百万吨達成され、保安の権限を三池の所長が持つて、片方では、保安に対する

その採炭を続けていたる状況でございます。そういう点を考えてますと、まだまだ炭量的にはそんなに悲観的な問題ではない。ただ、コスト、技術、これが非常に大きな問題でございます。このままの状況で開発しますといわゆる乱掘になります。その乱掘を防止するために正しい開発を行うためには、試験炭鉱による研究というものはぜひ必要であります。黙つておけば、いいところだけ食つて結局むだな未採掘の炭量を残したまま撤退しなければいけない。そのいい例がタマ新炭鉱の上部区域であります。あの上部区域は恐らく十数年掘るつもりで開発したと思ひます。わずか数年で終掘といらうのはほとんど放棄炭量が多かつた、それだけいいところだけ、あんこのおいしいところだけ食つて撤収してしまつたということに、技術並びに経済的な問題が絡んでいたんだろうと考えております。そういった問題を解決するのはやはり試験炭鉱による正当な採掘方法を検討する以外にないというふうに考えております。

○対馬孝且君 大変今貴重な御意見をお伺いいたしました。

第三の問題として、これも私がねがね思つておるのでありますけれども、いわゆる現在中央の機構としては中央鉱山保安協議会、それから鉱業審議会がござりますけれども、このあたりの問題について私はしばしば思うんだけれども、これはいつも傍聴しているというよりもずっと今日まで来てそれなりに鉱業審議会も役立つたと思いますよ、中央鉱山保安協議会も役立つたと思いますけれども、構成それ自体がやっぱり官僚ベースという言葉悪いけれども、出席した方が言うんだけれども、どうも通産省のおせん立てでこの審議会が組まれてしまっている、これではよくならないといふ意見を私はしばしば聞くのです。率直に私これ言われるから言うんであって、したがつて現行のこういう鉱業審議会のあり方、それから中央保安協議会のあり方というものについていま一度やつぱり見直してみる必要があるのではないか。どうもやっぱりマンネリ化しておるのじゃないか。

その探炭を続けていたる状況でございます。それが非常に大きな問題でございます。このままの状況で開発しますといわゆる乱掘になります。その乱掘を防止するために正しい開発を行うためには、試験炭鉱による研究というものはぜひ必要であります。黙つておけば、いいところだけ食つて結局むだな未採掘の炭量を残したまま撤退しなければいけない。そのいい例がタマ新炭鉱の上部区域であります。あの上部区域は恐らく十数年掘るつもりで開発したと思ひます。わずか数年で終掘といらうのはほとんど放棄炭量が多かつた、それだけいいところだけ、あんこのおいしいところだけ食つて撤収してしまつたということに、技術並びに経済的な問題が絡んでいたんだろうと考えております。そういった問題を解決するのはやはり試験炭鉱による正当な採掘方法を検討する以外にないというふうに考えております。

○対馬孝且君 大変今貴重な御意見をお伺いいたしました。

○参考人(磯部俊郎君) 今御質問は二件あつたとお答えになります。一つは石炭鉱業審議会の問題、それからもう一つは中央鉱山保安協議会の問題でござります。この両者とも私は十年あるいは数年委員をやつてきております。現在は委員をやつております。そのときも実は申し上げたはずでございませんが、もう改善策があるとすればこういう点を見直した方がいいのではないかというふうに私は感じました。その機会にお聞かせを願いたい、こう思うわけでもござります。

○参考人(磯部俊郎君) 今御質問は二件あつたとお答えになります。

○参考人(磯部俊郎君) 石炭関係に関するものは石炭亞炭部会というのが担当をしておりまして、私の察するところによりますとかなり頻繁に開かれ、真剣に討議が繰り返されています。この中央協議会の委員であつた時代に石炭亞炭部会には属しておりませんでした。石炭亞炭部会に

議されているか、地方に在住する私は唯一の北海道の中立委員でございましたけれども、その状況はわからなかつた。そういうことで恐らくその通常のいわゆるベースで事が運ばれているんじやが、根本的にもう一回鉱業審議会あるいは中央保安協議会その他、先ほど私は保安監督局を申し上げましたが、保安センターを申し上げました安協議会の先生の日ごろ感じておられる観點から、安協議会の先生の日ごろ感じておられる観點から、もし改善策があるとすればこういう点を見直した方がいいのではないかというふうに私は感じました。その機会にお聞かせを願いたい、こう思うわけでもござります。

○参考人(磯部俊郎君) 石炭鉱業審議会と性格は非常に違いまして、これは大臣の直接諮問機関になつておりまして、法規の改正などかなりの権限を持っております。

○参考人(磯部俊郎君) 「理事降伏敬義君退席、委員長着席」

これから石炭鉱業審議会の方は、委員はほとんど全部評論家、それから財界の人、ジャーナリスト、ごく少数の技術者、学者、そういう者で行われております。しかも大部分が東京に在住者であります。私は、石炭は東京で掘つているんじやありませんし、しかし、私が申し上げる機会は年に一回、それもセレモニーで会長の選任その他報告事項、自分の意見を言ふのはせいぜい二分か三分、お答えは通り一遍というようなことで終わつておられます。

○参考人(磯部俊郎君) 石炭鉱業審議会としては私は賛同するところが常になつちやつてどうも前進するという、改革を中心としたものであります。もちろんござりますけれども、どうも何か現状あるんだからやつていればいいんだというような式になつちやつてどうも前進するという、改革を中心としたものであります。そのときも実は申し上げたはずでございましたが、そこがまた油が最悪行政ができないというふうにしていくかという問題もござります。

○参考人(磯部俊郎君) それから各社の本店関係の保安担当者、それから労働組合の保安担当者、そういう者で構成されております。

○参考人(磯部俊郎君) その議事録、これを私どもが現地に在住する保安協議会の委員に送付するようにといふことを再三申し上げました。そうしたら、そのときには一、二回は送つてきます。しかし、その後はなしのつぶてで全然どういう事項がそこで協議されることはございませんでした。

○参考人(磯部俊郎君) 今御質問は二件あつたとお答えになります。一つは石炭鉱業審議会の問題、それからもう一つは中央鉱山保安協議会の問題でござります。この両者とも私は十年あるいは数年委員をやつてきております。現在は委員をやつております。そのときも実は申し上げたはずでございませんが、もう改善策があるとすればこういう点を見直した方がいいのではないかというふうに私は感じました。その機会にお聞かせを願いたい、こう思うわけでもござります。

○参考人(磯部俊郎君) 今御質問は二件あつたとお答えになります。

○参考人(磯部俊郎君) 石炭関係に関するものは石炭亞炭部会というのが担当をしておりまして、私の察するところによりますとかなり頻繁に開かれ、真剣に討議が繰り返されています。この中央協議会の委員であつた時代に石炭亞炭部会には属しておりませんでした。石炭亞炭部会に属しておりますのはいわゆる東京在住の学識者、学識経験者と本当は申し上げたいんですが、そういった方は大抵経験がございませんので、学識だけなれば審議会としての意味がないじゃないかと

いうことを実は申し上げたことがあります。しかし、その状況はいまだに改善されておりません。十年も二十年も、それこそ第一次か第二次かわかれませんが、やがて第八次が出来るそうでございますけれども、ずっと委員を續け、同じ答申を出し、同じ失策を繰り返し、特に六次、七次答申は現在空振りに終わつております。そういうことがあってよいものかどうかということは私は何とも言いませんが、やがて第八次が出来るそうでございます。やはり

○参考人(磯部俊郎君) 基本的な改革は必要だと考えております。そこで申し上げます。東京在住の学識者、それから労働組合の保安担当者、そういう者で構成されております。

○参考人(磯部俊郎君) 次の問題としまして石炭技術につきまして、これも大変貴重な御意見であります。この問題としまして石炭技術について、これまでの問題、石炭技術、夕張にございます。それは先ほどの問題、石炭技術研究所、これは私は一昨年ちょっと現地へ行つてきましたが、兆のボーダーに迫らんとしているそうでございます。大数のスケールで書かなければならぬ研究費の配分という問題でございました。

○参考人(磯部俊郎君) それから各社の本店関係の保安担当者、それから労働組合の保安担当者、そういう者で構成されております。

ついては、これは我々いかにその片隅にいても何となく不安を感じております。その点、石炭技研の動きというものにつきましては、私自身はそこに働いている人、研究をしている人の真摯な努力は買っておりませんけれども、それに対するいろいろな施策、それはかなり不満を持っております。

○対馬孝旦君　どうも時間が参りましたので、大変貴重な参考の御意見をいただきまして本当にきょうはありがとうございました。

先ほど来、試験炭鉱の問題では、小此木通産大臣から今後もひとつ検討してまいりたいという大臣の答えをいただきました。したがって、今大臣やりとりをお聞きになりました、第八次の石炭政策をつくらなきやならないのですよ。当然これら準備に入るわけでありますけれども、今の貴重な磯部先生の参考の御意見をお聞きになつたと思いますけれども、これから何とかやっぱり石炭政策の一十一世紀につなぐエネルギーは代替エネルギーである、その中の柱は、政府が出しておられますのはもちろん原子力と石炭、LNGあるいは二十一世紀以降を展望をした場合には太陽熱、地熱あるいは風力、こういうものもございますけれども、ともあれまひとつ第八次のこれから準備にかかる政策の課題に十分今の貴重な御意見を取り入れながら、かつこれらの石炭政策の前進のために最善の努力をお願いをしたいと、このことを申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(斎藤栄三郎君)　この際、一言ございます。申しあげます。

磯部参考人には、御多忙中のところ、御出席をいただき、貴重な御意見を拝聴させていただきました。どうぞ御退席いただいて結構でございます。

○梶原敬義君　最初に通産大臣にお伺いしますが、今随分耳の痛いことがどんどん指摘をされたんですが、この点について素直に耳を傾ける姿勢

がおありかどうか、最初にお伺いしたいと思いま

す。

○國務大臣(小此木彦三郎君)　いろいろ言われましたけれども、御意見と御批判は自由でございま

したけれども、御意見と御批判は十分今後の行政の参考にしなければならないと考えております。

○梶原敬義君　私も三池炭鉱の有明坑内の災害事故に関しましてこれから質問をいたしたいと思うのですが、今大臣が言わされました言うのは自由だ、こういう物の言い方にちょっと最初ひっかかるのであります。八十三名という大変な人命を殺し、そしてしかも十六名一酸化炭素中毒になつて、生懸命言い続けてきたことがやはり政府の場で取り上げられてない、こういう点を参考人もあるいは同僚議員も指摘をしてきてると思うのです。

ですから、言うのは自由だ、こういうような物の考え方に対してもどうも納得いかないのでですが、もう一度その点についてお考えをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(小此木彦三郎君)　私が申し上げたそ

れ自体をストレートに三池炭鉱の災害の事故に遭われた方々と結びつけられるということになりますとこれは問題でございます。先ほど申し上げましたように、私は災害と同時に三池炭鉱に赴きましたが、その際に三池炭鉱につきましては既に中間報告で明瞭にされておりますが、二百二十メーターベルトコンベヤー連絡斜坑の坑底一番下から約十五メートルぐらい上に第三調量門といふのが第一〇ベルトコンベヤーにまたがっておりますが、その第三調量門なししその近傍、この焼損状況等から

第一点は、火災発生のメカニズムでございました。火災発生箇所につきましては既に中間報告でございましたと、この箇所が火災発生箇所といふことでも断定できるのではないかと思つております。

○梶原敬義君　一応姿勢がわかりましたので、次に引き続き質疑を行います。

明らかにされておるわけでございます。それで、第一〇番のベルトコンベヤー第三調量門近辺でございますが、ベルトコンベヤーのフレーム自体がぶれている、あるいは曲がっているキャリア台があるということ、あるいはその施設に不回転のキナリアローラーあるいは不回転のリターンローラーが発見されてる、これが火災前に不回転になつたのか、火災後に不回転になつたのか、この不回転が発火メカニズムとしてどういう貢献をしたのか、この辺は何度も申し上げますが、今後の実証試験の結果を待たないと最終的にわかりませんが、こういったベルト施設関係が摩擦の原因になつておるというふうに考えられるわけでございま

す。それで、このベルト施設と他の障害物、例えば針金あるいは落炭あるいは調量門の木材、こういったもののいずれかが相互に異常接触をいたしました、ここに摩擦熱を発生させたんではないんだろうかと、これが近傍でございます可燃物を蓄熱発火させたというふうに考えておるわけでございまして、これがほぼ現段階で火災発生メカニズムとして絞り込まれた状況でございます。

それから第二点の、こういった火災が非常に多くの人命の犠牲を強いた被害拡大要因でございましたが、事故調査委員会におきましても、火災発見のおくれ、連絡、指令の手間取り、こういった現場と中央指令室との連絡体制の問題、それから初期消火活動の段階におきまして最初の消火活動がある程度功を奏したというふうに見受けられる状況まで至つたわけでございますが、ケーブルの切断による消火機能の低下、それにかわります消火栓との接続の失敗、こういったものによりまして初期消火活動にトラブルが発生したこと、それからこの火災発生箇所における原因でございます。

いいまして、かつ第一発見者からの報告等を判断いたしますと、この箇所が火災発生箇所といふことで断定できるのではないかと思つております。この火災発生箇所における原因でございます。さような状況でもつて、今後この炭鉱の問題に関しては保安をどういうふうにやっていくかと決意を抱いているわけでございまして、私の気持ちを御理解願いたいと思うのでございます。さような状況でもつて、今後この炭鉱の問題についての確定的な絞り込みは、試験等によつて今後実証されでまいりますので、今の段階では確定できませんが、ベルト施設が発火メカニズムに大きく関与しているということは中間報告でも

タ一の西一鉄というところへ流れていくわけでござりますが、ほんの少量がその逆方向にございます。炭車を巻き上げる巻き場風道を通って少量流れ排気道へ行く構造になつております。で、煙がこの巻き場及び巻き場風道を通りまして三百二十メートル西鉄の連れ鉄という排気道、これが避難道でございますが、この避難道に先回りして出てしまつたということで、退路を遮断されたということ

がその退避を非常に困難にし、かつ犠牲を大きくした原因なんではなかろうかというふうに考えております。まあこういったいろいろな要因が複雑に絡み合いまして大災害をもたらしたものではないかというふうに考えておるところでござい

ます。

○梶原敬義君 時間が制約がありますので、次に移りますが、鉱山保安監督局の捜査の進捗状況、そしていつ捜査が終了するのか、あるいは事故調査委員会の最終報告というのはいつごろになるのか。これはやっぱりこういう事故ですから、それは慎重もいいですが、急ぐところは急いだ方がいいんじゃないかと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○政府委員(石井賢吾君) 私ども鉱山保安監督局関係では、鉱山保安法違反問題というものを捜査いたしまして、別途警察が検察の指揮を受けまして私どもと並行して捜査をいたしておるわけでございます。したがいまして、私の司法捜査といいますのも検察の指揮下にございまして、検察の指揮に従つて現在捜査をしておるわけでござります。さきに対馬委員にもお答え申し上げましたように、四百二十一メートル目抜きの救急センターの調査とか、こういうものも現在捜査の一環として調査をいたしておりますが、まあこれ、私どもだけの予定でなかなか進み得ない面がございますが、できるだけ夏前には調査のめどをつけたいというような気持ちで現在進めておるところでござります。

○梶原敬義君 その段階でまた詳細について質問することいたしたいと思うんですが、火災の

発生時間について少し、まあ調査報告書あるいは通産省がまとめた資料等でちょっと差が出ているようですが、その点について一つだけお伺いしておきたい。

○政府委員(石井賢吾君) 中間報告におきましては火災発見時刻と申しますのは第一発見者から説明無線によりまして指令センターに坑内火災の発生を通知した時刻、十三時五十分ということが一

応火災発生の時刻ではないかというふうに見ておるわけでございますが、しかしながら、これは第一発見者の報告によりますと十三時三十五分ごろに煙を発見しておるわけでござります。煙を三百二十メートル西一鉄の坑道で発見をいたしまして、それで火源にといいますか、煙の源泉にさかのぼつて入つていったわけでございます。それで、二百二十メートルコンベヤーの発火地点に到達して、その第三調量門の天井付近が燃えてるということを初めて発見したわけでございま

す。したがいまして、火災の発生は少なくとも十三時五十分ごろと、こうなつておりましたが、それ少なくとも調査報告書や、あるいは労働組合で調べた内容も、第一発見者がもう見たときには相当煙が出ていたということですから、十三時三十五分もう以前と見るべきではないかと思うんです

○梶原敬義君 今まで通産省の方が出した資料は十三時五十分ごろと、こうなつておりましたが、それがやはり以前と見るべきではないかと思うんです

が、これからまあそういう点ではいろいろ書類をつくるとき、通産省が時間については調査報告書によりも後になるような書き方はしない方がいいんじゃないかと思うんです。

○梶原敬義君 ように、四百二十一メートル目抜きの救急センターの調査とか、こういうものも現在捜査の一環として調査をいたしておるわけでございますが、まあこれ、私どもだけの予定でなかなか進み得ない面がございますが、できるだけ夏前には調査のめどをつけるのが基本にあるんでしょう。しかしこれは職安法でね、あれは五条ですか、労働者供給事業、これに類するような非常に——労働省にも聞いてみたんですが、なかなか微妙な見解

なんですが、下請をたくさん使う、そして下請労働者のいわば未熟練労働者がたくさん被災をしている、こういう状況なんです。ですから、下請労働者に対するやはり保安の指導面、こういう点がどうも、これは最近の傾向ですが、石炭だけじゃなく、こう思うんですが、ここが相当弱いんではないか、こう思うんですが、この点はいかがでしょ

う。

○政府委員(石井賢吾君) 確かに御指摘のよう

に、犠牲者の中で亡くなられた方八十三名のうち四十二名が下請の労働者でございます。たまたま犠牲者を出しました坑道が掘進坑道及び採炭準備中の坑道に集中しておったために、この下請の率が高くなっていたのではないかというふうに思ひます。

○政府委員(石井賢吾君) それで、この下請の保安教育という点に関していえば、避難誘導訓練等につきましては、全戸鉱

労働者同様の行動をとつてもらつておるわけでございまして、保安管理機構にも下請の参加という形でその意見が吸い上げられるような仕組みはとつておりますが、今後も十分そういう点に指導

ができますし、保安管理機構にも下請の参加という形でその意見が吸い上げられるような仕組みはとつておりますが、今後も十分そういう点に指導

が高くなっていたのではないかというふうに思ひます。

○梶原敬義君 それで、この下請の保安教育という点に関していえば、避難誘導訓練等につきましては、全戸鉱

労働者同様の行動をとつてもらつておるわけでございまして、保安管理機構にも下請の参加という形でその意見が吸い上げられるような仕組みはとつておりますが、今後も十分そういう点に指導

が高くなっていたのではないかというふうに思ひます。

○梶原敬義君 二人の息子さんを坑内で亡くして、奇跡の生存をされた藤原さんが、これは三池炭鉱労働組合がまとめた「悲しみを怒りにかえて」というパンフレットの中でインタビューに答えて言っているんですね。ちょっと読んでみると、ずっと話が前から来て途中からですが、「俺は下請け、最初に助けるのは直轄の人たちだから組の俺の所は一番最後になる。負けんぞ、助けにくるまで頑張るぞ」

「火が消えんなら水を入れるじやろうな。水を入れるなら助からんぞ。そんときやそれまで

たい。夕張のときは水を入れたなあし。夕張にも俺と同じような人がおったかも知れんぞー。苦しかつたろうな。俺もそうなるのかなあー」こう言つているんです。それから次に、少し飛ばしますが、

「不安と恐怖が入り混じり気が狂いそうである。氣をしつかり持たなければ、と歯をくいしばつた。何度も死ぬかと思つた。ときどき手を出して外の様子をうかがつた。折りを見て顔を出したら煙も少なく、周囲がよく見えるので外出してみた。光りが三つ四つ見える。ひょっとすると息子たちが生きているのかな、と一瞬思った。役に立たぬとは思ったがマスクを付けて外に出て安全灯で合図するが応答がない。歩いた。近づくと教護隊のようである。今ごろ教護隊が来よるが、ガスがなくなつてから助けに来るとばいなー」と思つた。

それから、最後ですが、

「すぐ傍を見ると、上の息子清正が仰向けに倒れていた。頭に血がかゝつとのぼつた。と突然『生きとらすバイク』との声が聞えた。そして『くばんさい』の声。このやろう、何がばんざいか、今こころ来やがつて、この阿呆たれが一々力いっぱい怒鳴つた。胸のなかの思いが一度に爆発した。思わず抱き起こしてやりたかったが教護隊に腕をとられてはなすべもない。

『今何時な々』『一時たいや』夜中の一時かと思った。よく聞くと翌日の午後一時過ぎである。二十四時間もそこにいたことになる」

これは後、資料ありますからお渡ししても結構ですが、その中で私はやっぱり感ずるのは、彼が言つてゐるよう、本能的に下請はもう後からしゃ助けてくれぬのだと、こう思つてゐる、こういう状況なんです。だから、今扱いは同じだところを言つておつたとしても、なかなか現場はそうはいつてしないのが常識じやないでしょかね。この点についてお考えを述べていただきたい。

それから、有明の関係は、やはり職制が随分解

い、職制の横暴がどうもあの職場にまかり通つておったんじやないか。完全な上意下達の体制がやっぱりある。だから、あの集中管理センターでも、これは当然すぐ退避命令出さにやいかぬ、こう思ながら、やっぱり上にお伺い立てていかなきゃいけない。そして、上に立てるには、はつきりした状況を把握しておかなければなりません。だから、そういう状況が流れておったと思う。だから、そういうしているうちに時間がたつた。こういう、あの炭鉱の中にはやっぱり人道を無視したような生産あるいは採算重視、そして保安はその次だという労務思想が流れておったと思うんですね。ここをやっぱり、一方では科学的に事故を起こさないような形に進むと同時に、一方では物の考え方の転換を図らせなきゃいけない、こう思うのであります。この点についてお考えをお伺いしたいと思う。

○政府委員(石井賢吾君) 下請の問題につきまして、直轄と同様の処遇を行ふようにと私どもは会社に強く要請したところでおございまして、会社側もそれにこたえてその措置をとつたわけでございまして、今回の災害におきます補償につきましても、私どもとしてはあくまでも、同じ鉱山労働者で直轄と同様の状態で作業をいたしております。私どもとしても、同じ鉱山労働者で直轄と同様の状態で作業をいたしておるわけですが、これが鉱山労働者として鉱山監督局長に對して直接物を言うことができるような手段を講じられておるわけでございまして、そういうことを通じてでも、できるだけ私ども今後とも対応に誤りのないような形で進めていきたいというふうに思つております。

それから組合との関係でございますが、これ御承知のように保安委員会といふものをつくつておるわけでございまして、保安委員会の補佐として保安監督員がございますが、これが鉱務監督官の立入検査等で立会をいたして保安管理を双方で徹底化を図つておるところでございまして、もちろん今後一層の保安管理の重要性の徹底が今回の事故を契機として図られ、かつその体制ができ上がり

ったものというふうに私どもは考えております。○梶原敬義君 そこを答えられると黙つておるわけにはいかないんですね。結局、責任は会社にもあるけれども、労働組合、働いている保安委員会を構成している人たちにも一部責任があるんだと

いういわばどちら方の物の言い方に、私はどうもどもが現地調査に商工委員会で行つたときに、保安委員会が本当に機能していれば、この皆さんが、やはり鉱山保安監督局に対してもう少し厳しい保安監督姿勢をとつてほしいと、こういう要請があつたわけです。なぜそういう構成をしておりながらそういう状況にあるかというの

は、やはり労働組合が変わつておる、会社の方に力があるわけです。このところをあなたたちが見

つておらなくしていろんなことを、形はこうなつておる、形だけを言っておりますから、これはやっぱりこういう事故が次々に私はまだ起つてくるよ

うな感じを持ちます。一月の七日に、私が聞いてよつと答弁されたんですが、坑内の保安調査等も

やつておるわけですが、坑内の保安委員会が、これは先ほど局長もちつとも問題ないといふことのよう、ところが、十日ちょっとと、十一日たつてこの大事故が起つておる。で、保安委員会が本当に機能しているかどうか監督局としてつかんでおるんですか。つかんでおつて、今局長が言うような答弁が出てくるのかどうかですね。

○政府委員(石井賢吾君) 私、今自信を持ってお答えできません。後ほど調べましてお答えいたします。

○梶原敬義君 もう時間が来ましたのでやめます。が、先ほど局長が被災者に対する取り扱いはいわば直轄も下請の皆さんも同じようにするという指導をしているやにちよつと聞きましたが、そういうことは間違いないか。

○政府委員(石井賢吾君) これまでいろいろの事故のたびに、弔慰金の差といふことが非常に強く指摘されておりましたので、今回は少なくとも弔慰金に関して異なるようなことがあっては好ましくないということで、会社側に要請したことはござります。

○梶原敬義君 通産大臣、最後ですが、私は、将来のエネルギーの問題を展望しても、さらに今日置かれておる状況から見ても、石炭産業といふのは非常に公益性の強い産業だらうと思うんですね。確かに三井が、三井鉱業所が山を持つております。まあそういう経営者であるかもしれない。

しかし、政府、國が利子補給をしたり、あるいは事故が起こりましてから二度にわたりまして大規模な避難訓練等を行い、「丸となつて保安委員会がその保安管理の徹底を期そう」ということで対応しておりますので、各鉱山においてもそういう意識を持って今後対応していただければあります。

○梶原敬義君 これは答弁りませんが、監督局としては、会社の中には保安委員会が十分機能しているかどうかといふのは、形だけじゃなくて、やっぱり中身まで本当につかむようにこれからしていただきたいと思うんです。

次に、直轄という言葉がずっと出てきますね。下請けと直轄と。直轄といふことは、直轄イコール正社員と受けとつていわけですか。

○政府委員(石井賢吾君) 鉱業権者が直接に雇用権を有しておる者という意味でござります。

○梶原敬義君 この中には会社の臨時雇用者も入っているんですけど。

うに、肝要かと思います。したがいまして今後は、事故が起こりましてから二度にわたりましていろいろな補助金を出したり、補助金の中にもいろいろあるでしょうが、合計しますと約トン当たり三千円近い補助金が出ておるようなんですね。補助金というか國の財政から、何らかの形で。そうすると、非常にオープンにされなきゃならない企業だと思いますが、一トン当たり約三千円ぐらい、思ふんですが、合計しますと約トン当たり三千円近い補助金が出でるようなんですね。補助金というか國の財政から、何らかの形で。

そうすれば、なかなか間違つておれば訂正していただきたいと思ふんですが、がつちりもう企業がやはりもつとどしどし石炭産業の経営者に対して国は言うべきことは言うと、することもしておりますからね。そして、もつと企業が地域と密着できるような、地域に企業として発展するような、そういう指導をしていただきたいと思うんです。

そこで、大臣のお考えを最後にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小此木彦三郎君) おつしやるとおなり、石炭産業は非常に公益性を持つておるところは、全く同じ考え方であります。保安の上に今後監督指導を強化いたすこととももちろんございますが、その経営全般につきまして、通産省としてあるいは通産大臣としてさまざまに厳しい注文を出して、今後万全を期してまいるよう努めたいと存じます。

○委員長(斎藤栄三郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたしました。

午後零時三十六分休憩

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木省吾君 私は、特許庁に俗に言う「植物特許」、この一点に絞ってきょうはお伺いたしたいと思います。時間も余りありませんから。

この間、特許公報を見ますと、五十八年、三六四六ですか、一月二十一日に特許、何番ですかな、この中に「ヨモギ属に属する新植物」というので「日本新葉株式会社」というのが申請した申請が公告になつていますね、同じようなものが二件。これは審査されて公告というものは大体もう特許を与えようと前提のよう思いますけれども、それはどうですか、どういうことなんですか、これは。

○政府委員(若杉和夫君)

特許あるいは工業所有権全体でござりますけれども、審査というのは審査官が責任を持って審査しているわけでございまして、先生のおっしゃったように、公告決定をしたということは一応審査官の心証としては特に有力な証拠を持つた異議がなければ認めたいといふ意味表示といふことに一般的にはなります。

○鈴木省吾君 この公告につきましては、御案内のように異議が出ておりますね。私はこの公告した内容、それから異議の内容、そういうものをよく読んでおりますからその内容は結構です、時間もありません、私はよく承知しておりますから。それで今後、本特許をするまでにはどういう手順でどういうことになりますか。

○政府委員(若杉和夫君) これは異議の申し立てが出ておるのでありますから、一般的に言えば異議の申し立てが出て、それから今度は出願人の方からそれに対する反駁書が出たり、あるいはさら

にその反駁書にまた異議申立人から補足の理由が出来たりしてかなり往復がありますが、最終的に異議申立てがあるかないかをジャッジするということにならうと思います。したがって、本件はかなり慎重にやつていいますので、かなりその時間もある程度とつて慎重にやるという方針のないように私は了解しております。

○鈴木省吾君 その決定に何ヵ月以内には結論を

出さなきゃならぬとか、そういう制限はありませんか。

○政府委員(若杉和夫君) 理論的にはいつまでに異議決定をしなきゃならぬということはありませんが、この公告決定までに審査した人がまた審査しますか。

○政府委員(若杉和夫君) 所有権全般ですけれども、役所の処理として特に

理由がない限り不當におくるらせるというの是一般論としては好ましいとは言えませんですけれども、最も、特に期間の定めはございません。

それから異議決定をするのは、これすべて工業所有権全般ですけれども、審査官、相当の審査官がすると、こういうふうになっています。

○鈴木省吾君 ソうしますと、これは公告するのは大体もう特許をえていいだらうというようないふべき特許をえていいだらうといふべき特許をていて、それがハントヨモギ、ヘキサヨモギと称する。しかもその中にはサントニン、虫下しのサントニンの含有量が多い。それから今までこれは栄養繁殖がなかなかできない、それが栄養繁殖できるような植物をつくった、こないことが申請の内容のようでござりますけれども、こういうことはこれ是一般に行われている方法なんですね。いわゆる植物の育種上、普通のブリダートしてはこんなものは三十年も前からやっていることなんですね。一九三七年にアメリカのカーネギー研究所のブレークスリーという人が大体コルシチンというものを使ってこういう倍数体をつくった。こういう方法を見つけた。それ以来どこの国でもこうすることをやつて、日本でもたくさん例があるわけですね。この人もコルシチソムを使つてそういう倍数体をつくって、そしてそれをしているわけじやなくて、どちらかというと、そういうものをつくつた、こうすることなんですね。

そういうことを見ますと、特許を与える条件として御案内の二十九条にいろいろ書いてありますけれども、解説書を見ますと、新規性と進歩性に一般的な制度でございますから、自分が一たんの二つだと、こう言つているんですね。つとも新規性ではない、もう三十年も四十年も前からやつてある方法ですからね。これは一向私は新規性なんといふものじゃないといふふうに思ひますか。

それから第一に、それでは異議申立人の理由は

ますけれども、これは審判、さらにはその上の高等裁判所という二つのさらにチェック機関がござりますね。その間はやはり本特許は与えられな

いということになりますね。

○鈴木省吾君 そうすると、裁判まで行く場合はありますね。その間はやはり本特許は与えられない」ということになりますね。

○鈴木省吾君 そうすると、裁判まで行く場合はありますね。その間はやはり本特許は与えられない」ということになりますね。

○鈴木省吾君 それで特許申請した内容を若干私の感想と申しますか申し上げますけれども、これは何か人工的にヨモギを普通の倍の染色体につくつた、そして非常に縁の遠い染色体の数の違う植物ですから、なかなか今までに交雑できなかつた。それを倍数の染色体のをつくつて近寄せて新しいヨモギをつくつた、それがベンタヨモギ、ヘキサヨモギと称する。しかもその中にはサントニン、虫下しのサントニンの含有量が多い。それから今までこれは栄養繁殖がなかなかできない、それが栄養繁殖できるような植物をつくつた、こないことはないと思ひます。というのは、我々あまりふれたことでございまして、審査官といふのはなかなか動かないだらうというのは若干、そ

ういうことが申請の内容のようでござりますけれども、こういうことはこれ是一般に行われている方法なんですね。いわゆる植物の育種上、普通のブリダートしてはこんなものは三十年も前からやっていることなんですね。一九三七年にアメリカのカーネギー研究所のブレークスリーといふ人が大体コルシチンというものを使ってこういう倍数体をつくつた。こういう方法を見つけた。それ以来どこの国でもこうすることをやつて、日本でもたくさん例があるわけですね。この人もコルシチソムを使つてそういう倍数体をつくつて、そしてそれをしているわけじやなくて、どちらかといふこと、そういうものをつくつた、こうすることなんですね。

そういうことを見ますと、特許を与える条件として御案内の二十九条にいろいろ書いてありますけれども、解説書を見ますと、新規性と進歩性に一般的な制度でございますから、自分が一たんの二つだと、こう言つているんですね。つとも新規性ではない、もう三十年も四十年も前からやつてある方法ですからね。これは一向私は新規性なんといふものじゃないといふふうに思ひますか。

それから第一に、それでは異議申立人の理由は

ら、これは全然特許を与える条件には値しない。それから進歩性といふことですが、この進歩性

といふものはいろいろおたくの青本といふんですか、これを見ましても、それからおたくの方の先輩で吉藤さんとおっしゃる方ですか、前に審査官がなんかやって今おたくの方の工業所有権の審議委員をやつていて、本を出していますね、解説書。それなんかを見ましても、進歩性といふの

等裁判所といつつのさらにチェック機関がござりますね。その間はやはり本特許は与えられな

い」ということになりますね。

○鈴木省吾君 そうすると、裁判まで行く場合はありますね。その間はやはり本特許は与えられな

い」ということになりますね。

○鈴木省吾君 その決定に何ヵ月以内には結論を

利といふものを担保するものは種苗法だ、こういふ解釈になつております。これは先般來の予算委員会でも法制局長官がお答えになつた趣旨でござりますけれども、政府としてはこれがUPOV条約に違反するという理解はしてないわけでございます。

○鈴木省吾君 それは長官はそうおっしゃるけれども、外務省は心配しているよ。条約をあれしているところによく聞いてごらんなさい。これは困ったなど。外務省とよく相談してください。

時間がなくなりますから先に進みます。

私は、なぜこんなことを言うかというと、こういうことをやられたら、御承知のように、これら世界の農業を支配するものは種だと言つてゐる。アメリカの種屋なんか大変な勉強をしている。日本の企業もやつてますよ、種。それを特許で出てきた今の細胞融合。ボマトなんであります。土の中にポテトができる上にトマトができる。ボマトなんという植物も既にできているんだから。

農水省だって、これ二、三日前の新聞に、ナスに今度は豆のでん粉を遺伝子組みかえでやろうと。そしてそれを種をとると、こういうんです。ちゃんと認可になつて始まるんですね。こんなことも世界じゅうで既にやつてあるんです。そうすると、そういった種が特許申請をやつて断るわけにいかぬでしよう。こんなつまらぬものまで特許しているんだから。それこそ地球上にない植物ができる。しかもまた、御承知のようにNPKあたりもついこの間ハイブリッドライスなんかで大部分咲いて、全国民が非常に関心を持ちましたね。あんなものじゃない、もうすばらしいものが今度地球上にないものがどんどん出てくる可能性がある。アメリカ、ヨーロッパあたたかいなきやならぬ。それから、今のように非常にバイオテクノロジーが進んできまして、いろんな新しい植物ができる。しかもまた、御承知のようにNPKあたりもついこの間ハイブリッドライスなんかで大部分咲いて、全国民が非常に関心を持ちましたね。あんなものじゃない、もうすばらしいものが今度地球上にないものがどんどん出てくる可能性がある。アメリカ、ヨーロッパあたたかいなきやといふことになると、今

書いてありましたね。ところが、四十五年かなんのかの改正から扱うことになつて、審査基準というのもつくりました。しかし、この前の種苗法との販売業者が人に種子を売つた場合に、当然明示の意思表示がない限り、これは自家採種の場合に免除されるだろう、こういう解釈を我々はとつておるわけでございます。

○鈴木省吾君 特別に明示しない場合は自家採種は免除される、こういうような解釈のようですがれど、もうけようとしてかかる企業がそんなまづちよろいことはしませんよ、それは。それはあなた言い逃れだ。そんなことはだれもしません。

それは必ず十五年なり十八年の期間、やっぱり特許権を厳重に主張しますよ。あなたが幾らそんなことを言つたってそれはいいかげんなものだ。時間がなくなりますから、私はいざれにしましてももう余りあれません。答弁はその場限りのようになりますからね。

それで考えますと、先ほどあれましたように、一つは今のUPOVと工業所有権の条約の二重になつていますから、この点はやっぱり解決していくかなきやならぬ。それから、今のように非常にバイオテクノロジーが進んできまして、いろんな新しい植物ができる。しかもまた、御承知のようにNPKあたりもついこの間ハイブリッドライスなんかで大部分咲いて、全国民が非常に関心を持ちましたね。あんなものじゃない、もうすばらしいものが今度地球上にないものがどんどん出てくる可能性がある。アメリカ、ヨーロッパあたたかいなきやといふことになると、今

書いてありましたね。ところが、四十五年かなんのかの改正から外れてしまふんですね。そして何かの答弁していたもんだから時間が来ました。今、産業の発達云々と目的の第一条に書いてあるべきだと思ひます。そういう意味で、通常の場合でも仮に独占権があつてもそれを独占していらゆるんだろうと思います。それは理論的に言えば、農業もおおよそ産業ですから一般的には同じだと思います。そういう意味で、通常の場合でも假に独占権があつてもそれを独占していらゆるだと思ひます。そういう意味で、使う方は利益があるから使うと。強制的に使わせられる必要はないわけでありませんので、権利者もみんなに使わせるといふふうなことで、使う方は利益があるから使うと。一般的には産業で行われているわけでございまして。で、現にこの間のアメリカの議会局、これはアメリカの国会で、日本と歐州とそしてアメリカのバイオテクノロジーのアセスメントというのをやつております。その報告書は新聞にも出ておりましたけれども、その中に私としては重要な意味で将来のバイオは日本とアメリカだと書いてありました。その中のもう一つとして、いわゆる広い意味の工業所有権的な保護の態様がアメリカが一番強いと、はつきり言えます。日本、歐州の方が

弱いと、その点はアメリカが有利だと、こういうふうに書いてあつた記事もありました。ですから具体的な問題になりますと、これはまだ一つも植えども、農業といえばそのころ田植えや稻刈りぐらいをやつたものでございまして、戦後急速に進歩してきた農業、そしてそこから生まれる新しい植物等々の実態を知りません。実態は知りません

○政府委員(若杉和夫君) 特許権で、植物自身に特許権をとつた場合に、問題は自家採種のものを翌年種子をとつて、またその種を植えて、そして収穫をしたいところまで及ぶかどうか

○政府委員(若杉和夫君) 特許権で、植物自身に特許権をとつた場合に、問題は自家採種のものを

けれども、しかしある特許法というものを考へた場合に、特許法が特許法というものを扱う、百年にわたることの制度をつかさどってきたところでございまして、特許法と立場から考えますれば、この特許法と種苗法といふものは、長官がいろいろと申し上げたように、その対象や保護の態様を異にするものであるということが十分御理解いただけのことと思うのでございます。これが両々相まって我が国産業の発展に資するということが一番大事でございまして、そのためには特許庁が農水省と本当に肌をすり合わせていろいろと常々協議していくことが一番大切なことではないかと思つておるところでございます。鈴木委員の御指摘等いろいろ参考になりますけれども、特許庁と農水省が本当に事あるごとに十分協議してこれを支えていきたいと思う次第でございます。

○鈴木省吾君 時間が来たからやめます。あともつともつとやらなきなりません。

○松尾官平君 織維産業全体の振興問題につきましては、既におととい、日ごろ尊敬する田代委員や木本委員から的確な意見が述べられ、私も同意見の部分が大部分でござりますので、これらの点について重複を避けまして、時間の関係もあり、綿織物の流通問題と新規用途開拓あるいは新商品の開発に絞って質問いたします。時間がありませんので、できるだけ簡明、率直な答弁を期待したいと思います。

私はかつて京都の西陣会館を訪ねたことがござります。その折の説明者のいわくであります、昔は我々のところから出た商品は東京のデパートで大体二倍の価格で売られておった。しかし、最近行つてみると三倍ぐらいの値段がついて売られているようだ。その辺が売れ行き不振につながっているのではないかということで、困った傾向だと思います。

戦後の経済界で、いろんな産業各般にわたつて流通革命ということが言われ、これは大分もう前の話でありますが、どうもこの綿織物業界はなかなかそこまでいっていないようであります。

る人に言わせれば、いわゆる室町時代からの商慣習がそのまま残つているよう思われると言う方の中には四百年以上続いているというような大変古い問屋さんもあるそうでございまして、取引条件等の中には大変長い間につくり上げられたものがあるうかと思います。このような長い慣行などは、呉服という商品の性格から生まれてきましたものだと思います。古いことが直ちに悪いというふうには必ずしも考えないわけでございますが、確かに中には改善を要するような取引慣行というのも存在するよう思いますし、私どもいたしましても、従来からそういうものについては改善をすべきだということで対処をしてきておるところでございます。

○松尾官平君 公正取引委員会は、かねてから綿織産業の取引関係について調査をしておられるようですが、一昨年から昨年にかけて、特に綿織物関係について御調査をなさつたと伺つておられます。その調査の概況と感想を、これまた簡単に御説明願いたいと思います。

○政府委員(奥村栄一君) 先ほどお話をございましたように、古くからの慣行がございまして、これが下請法違反の疑いがある場合と、いうのがございまして、数次にわたりまして調査をいたしておりました。その折の説明者のいわくであります、先生から今お話をございました昨年の件でございましたが、改善状況を、従来から盛んに指導いたしましたが、はかばかしくないじょうに歩引きといった違反の疑いのある行為が見受けられたわけでござります。そこで、すぐにお申上げます。

たように、長年私どもの方も指導いたしてきたわけでございますが、それぞれ業界の特殊的事情もございましてなかなか進捗いたさない。まして担当の通産省はどうに考へておられるか、ます感想を伺いたいと思います。

○政府委員(黒田真君) 確かに京都の呉服の問屋さんの中には四百年以上続いているというような古い問屋さんもあるそうでございまして、担当の通産省はどうに考へておられるか、ます感想を伺いたいと思います。

○松尾官平君 この呉服の需要の低迷は、最近非常に急速な勢いで進んでいると言つております。一体、この呉服というものが最近売り上げが落ちていると言うのですが、どの程度売り上げが落ちているか通産でおわかりですか。

○政府委員(黒田真君) 御指摘のように、綿製品の需要、いうものは和服の関係が大宗でござります。特に、生活様式が変化をしておりますとか、あるいは人口構成が変わつておるというようなことがあります。また、呉服の販売額といいます。特に、生活様式が変化をしておりまして、私どもは、綿織物につきましては面積ベースで申しておりますけれども、例えば国内の消費需要は、昭和四十八年に一億八百万平方メートルというも

でございましたが、昨年には一億二千八百万平米というようなことで、半分以下に落ち込んでおります。また、呉服の販売額といいます。申しますと、京都の織物卸商業組合加盟五百七十八社というべースで毎年の売り上げの数字が出ておりますが、四十八年ごろから五十一年ごろまでの売り上げの合計は一兆円を超える額になつております。また、呉服の販売額といいます。申しますと、京都の織物卸商業組合加盟五百七十八社というべースで毎年の売り上げの数字が十七年には八千四百億円、昨年はまださらにつれておりましたが、四十八年ごろから五十一年ごろまでの売り上げの合計は一兆円を超える額になつております。また、呉服の販売額といいます。申しますと、京都の織物卸商業組合加盟五百七十八社といいます。そこで、すぐにお申上げます。

○松尾官平君 今、局長は、はしなくも面積ベースで数量を押さえている御答弁がございましたが、実は、この面積ベースと目方ベースは大変なことがあります。面積ベースでは輸入品に絡んであるわけでありまして、後でその点については触れたいたいと思います。

では、資料どうぞ。(資料配付)

従来の問屋機能は、金融、在庫、物流あるいは御見受けられたわけでござります。そこで、すぐにお申上げます。これにつきましては、先ほど申し上げま

るのとおりであります。最近は、その上に企画力があるとか情報力とかいうものがなければやつていけないと、ということになつて、それが、企画販売と、いうのが最近ぐんぐん伸びてきています。ところが、問屋さんは、今、局長から答弁がありましたように、売れ行きが不振のために、企画の徹底を図つていて必要があるというふうに考へておられるわけでございます。このような現状についていけないと、いうことになつて、企画販売といふのが最近ぐんぐん伸びて行われているというようなことから、問屋は要らないのではないかというような極端な意見もありますが、どうもこの業界に限つてはまだその試験を経て行われているというようなことから、問屋は要らないのではないかといふふうに考えられるわけであります。

今差し上げました資料は、相当何というんであります。今差し上げました資料は、相当何といふふうか、類型化といふふうか、わかりやすくまとめた、物の流れを図して示しているわけであります。実際は、これさらにそれまでの枝葉がついて、もつともつと複雑になつてているというのが現状のようでござります。店頭販売が減つてきて企画販売が増大しつつあるということは今申し上げましたが、今度はやつぱり産地メーカー主導型に対抗して巻き返しておられます。この結果、売買の取りではなくて、委託販売の形になつて、それが、問屋主導型で企画販売が行われて、ながら、そのリスクをすべて産地メーカーが負担するといふふうのおかしい話であります。中には、買い取

といいますか、そういう形で返品を強要することもあるというのが実情のようですが、これらは関係について、公取並びに通産の調査結果があるのか、御存じなのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(黒田真君) 確かに織維製品の流通段階というものは相当複雑な状況がございます。今お配りいただいた資料からもおわかりのとおりに、いろいろな段階ごとに、工程ごとに問屋さんがいろいろなものが介在をしているわけでござります。これはやはり歴史的にそういう形の産業構造が成立したわけでございますけれども、リスクを分散する機能、特に非常に高いものでございますし、流行とか季節というものの影響を非常に受けやすいということから、問屋さんが各段階に入ることによって実はこれでリスクの分散という機能を果たしているのではないだろうかというふうに考えるわけです。したがいまして、これを短絡化することによって確かに流通コストを引き下げられるということは期待できますが、同時にリスクをだれが負担するかというような問題も発生をするというふうに考えるわけでございまして、それぞれの立場でそれぞれが機能を果たしていくということが必要なようになります。

御指摘のように、問屋の一部が力をなくしている、あるいは他方産地がいろいろ努力をして、商品企画等に努力しているということは確かにございます。しかしながら、問屋さんの中にもその企画力をみずから発揮して新しい道を開こうとしている、あるいは商品企画等に努力しておられる方もございますので、私ども今回の織維産業のビジョンの中で垂直結合とか実需直結型というようなことを申しましたが、これらの問屋さんたとて産地のメーカーの方々とがうまく結びついた形でできるだけ流通におけるむだを排していくことが今後あるべき姿のようと思われます。

御指摘のように、確かに綿織物については非常に委託販売が多いわけありますか、中には買取り販売という名称のもとで返品を行っていると

いうような事例もあるというふうには私どもも調査の結果承知しておるところでございまして、本來はこういうことがないよう、あるいはこういふ配りいたいた資料からもおわかりのとおりに、いろいろな段階ごとに、工程ごとに問屋さんが何らか問題があれば当事者間の自主的な解決といふものが望ましいわけですから、それを私どもとしては側面からバックアップをしておるところをございまして、同時にもし異常に不当な返品というようなものがござれば、これは公正取引委員会等関係のところとよく御相談をしてそういうふうな問題がござれば、これは公正取引委員会の法律の適用をお願いすると、こういうことにならうかと思ひます。

○政府委員(奥村栄一君) ただいま御質問のごいたしました点でございますが、昨年私どもの方で実態調査いたしました際には台風手形を交付していけるという事実は、まあ限られた範囲でござりますけれども、そこまでの事実は認められなかつたわゆる手形期間を九十日以内といたようなことを超える手形を交付していた卸業者が若干ございまして、それにつきましては直ちに改善するよう指導を行つたわけでございます。

また、返品の事実でございますが、返品の事実ももちろん若干認められたわけでございますけれども、その内容が先生御指摘のような形なのが、それともいわゆる難物と申しましていろいろ傷がございまして、それで戻したもののが現物その他のものでございませんで、実態について把握までには至らなかつたわけでござります。そこで先生御指摘のよくなかったわゆる手形の値段はどのくらいですか。

○政府委員(黒田真君) 夠つけと言うんだそうでありますが、どれだけの絹をある単位当たりに打ち込むかによって比較的重いもの、軽いものといふものがあるよう聞いておりますが、大体一反あたり五百グラムぐらいというところだらうと思ひます。今の市価水準一万三千九百円ということを考えますと、それが九掛けといふふうなものが一反の表地に使用される絹の値段、こうしたことになりますか機屋といいますか、織物関係のところに集

中しているところに問題があるわけです。甚だい場合は小売屋さんからの返品が機屋さんまで返品になっていくといふ例が多いわけです。そこで機屋さんは今度は苦しくなつて、糸をもつと安いのをよこせと、国産の生糸が高いという論にまで発展しているんじやないかと私は見てゐるわけです。ではそういう証拠を出してくれと、あるいは公取の調査でも出てこないと、こう言ふんですけれども、弱い業者の方々は役所の調査にそれを出したり、あるいは通産の方に相談をしたりすれば今後の取引がシャットアウトされたりぶつぶされるということで、怖くてそういうのは隠していられるというものが中小企業の実態だと私は聞いているわけです。業界団体の相當な地位の人からはつきり聞いてゐるんですけど、これまで名前を出されてそこがまた反発を食らうということと、その辺はひとつ団体を通じて強力な御指導を願いたいし、奮起を促していただきたい。いわゆる織維業者と輸入物の安い生糸でやつたのと国産でやつたのとでは約三千円弱の生糸の値段の差があるんじやないか。ところが一方、着物の末端価格に比較しますと、そのいわゆる原糸代、いうもののウエートは非常に低いわけあります。日本酒のようないくつかにあって比較的重いもの、軽いものといふ相談であります。この場合は百万円の反物であつても生糸代は一万四、五千円だと。だとすれば将来もつと日本企業が享受し、また世界に知らしめるためにも価格が安くなれば売れるし、また努力次第ではそれはできるんじやないかというふうに考えます。いろんなアンケート、女性の若い方々のアンケート等を見ても、絹の着物は欲しい、ただ高いから手が出ないんだと、こういうアンケートであります。だとすれば、安ければ、値ころがよければまだ私は販路が開けると思うのであります。そういう意味で流通業界の一層の奮起を促したいし、御指導を願いたいというふうに思ひますが、こう

○政府委員(黒田真君) 確かに日本の女性には着物を着たいといふ欲望があるよう思ひます。そして、そういう潜在的な需要というものが、もう一つの考え方には譲りでしようか。

○政府委員(黒田真君) 確かに日本の女性には着物を着たいといふ欲望があるよう思ひます。そして、そういう潜在的な需要というものが、もう一つの考え方には譲りでしようか。

しもう少し手ごろな値段で着物が買えるというような状態ができるにによってさらに喚起されるだろうという御指摘は、私どももそのように考えております。

ただ、ちょっとと一点御説明させていただきたいと思いますのは、要するに原料の段階では一反八百五十グラムなんだから、そこでの値差は何千円ということではないのかという点でございますけれども、確かに国際価格を幾らに見るのか、七千円と見るのか、あるいは一万円程度かと見ると、いうことがござりますけれども、国内の糸価が一萬四千円、それに對して思い切って板に七千円ぐらいいの輸入の糸があるというふうにいたしました場合に、それは最終製品になつたときはその糸価として六千円とかそういう値段がその分だけ差が出てくるというものではございませんで、これはもう御承知と思ひますけれども、いわばそういう原料を使った、幾らかのある値段の原料を使つた製品をつくつていくその過程で、その製品を抱えることに伴う金利代というようなものは値段に比例をしてまいります。また、マークアップ率と申しますか、流通の各段階でそれにつけられていきますところの流通マージンと申しますか、それは物の値段にかけていかれるわけでござりますから、ざっと計算をいたしますと、安いものでも原 料段階の差は最終段階では二、三倍にはきいてくるのではないかというようなことも考えられるわけであります。したがいまして、非常に高い反物の場合には原料の差はほとんど影響がないかと思いますけれども、比較的安い十万円以下の反物というような場合にはそういういた原料の差といふものが相当大きなウエートで最終価格に影響をしてくるということは実は言えるのではないかということでございまして、ちょっととその点だけ補足させていただく次第でござります。

○松尾官平君 譲論してますと時間がなくなりますので、次に進みます。

今の話の中で納得できない点もあるわけです。高い反物を入れていると金利が高くなるからと

言いますけれども、委託販売や台風手形を発行しておいて利子がつくわけがないんであります。そういうところ、細かい議論をすると時間がなくなりますので先に進みます。

今東南アジア諸国といいますか、アジア諸国から絹の白生地がたくさん入つてきてるわけであります。この白生地に産地名が表示されていない。気をつけなければわかりませんが、デパートなんかでも白生地として売られている、商品として売られている白生地があるわけであります。これらに原産地の表示がない。単に高級正絹とか高級白生地とかこういう表示しかない商品が出回っているわけであります。これについては消費者保護の面からいつても表示の適正を期する上においてもちょっとどういともんかなあと思うんですが、公取の方でこれをどのように考えておられますか。

そこで、業界ではいろいろ苦心をして絹の背広生地であるとかいろいろつくつてあるわけで、尊敬する市川委員も先般御注文くださったそうでありますし、岩本委員についてはもう既に三着も注文してつくつておる。きょうは局長も着てきたようでありまして敬意を表しますが、実は私はきょうは体につけているものは全部絹であります。裸以外は全部絹であります。ネクタイもワイヤーシャツも靴下も下着もその下も全部絹であります。大変結構なものであります。これを一昨日この委員会で通しました臨時措置法ですか、これらを十分駆使することによってこれらに道を開いていただきたいというふうに思うわけであります。

織維産業全体は大変苦境に立つてゐるわけであります。今度の法律の再々延長によつて何とか決着を、出口を見つけてみたい。こういうことあります。また多品種少量短サイクル化ですか、何か舌をかむような表現になりますが、そういう道、あるいはまた先進国型産業として位置づけたいと、いう力強いおとといの話があるわけであります。そういうことを踏まえてもひとつ大いに伝統産業であり、また健康上も非常に絹というのにはいいわけであります。また災害の場合は火がついても化ります。

○田代富士男君 私は、午前中質問が行われましたですが、ですからそれが守られない場合には処置していただきたいとお願いしたかったんですねけれども、そういうことであれば今後ひとつ適切な処置をお願いしたいと思います。今売れ行きが落

○松尾官平君 導通達が出てるというふうに私は聞いておったのですが、だからそれが守られない場合には処置していただきたいとお願いしたかったんですねけれども、そういうことであれば今後ひとつ適切な処置をお願いしたいと思います。今売れ行きが落

○政府委員(奥村栄一君) 一般的に申しまして、韓國等国外で製織されました白生地に例えれば丹後ちりめんなどと表示いたしまして、これを一般消費者に販売いたします場合には商品の原産国に対する不当な表示、これは公正取引委員会の告示でございますが、これに該当いたしまして、景品表示法の規制を受けるということになるわけでござります。当委員会の方で従来例のございましたのは韓國産つむぎに関する表示でございまして、三件ほど排除命令などをいたしております。この種の問題に厳しく対処してまいりたわけでござりますが、御指摘のような問題がござりますれば、私どもの方で現段階では具体的な情報を持っておりませんので、今後そういう情報を得ました場合には検討させていただきたいと、このように考えております。

○松尾官平君 たしか原産地を表示するように指導していただきたいとお願いしたかったんですねけれども、そういうことであれば今後ひとつ適切な処置をお願いしたいと思います。今売れ行きが落

欠如していたではないかといふことは一つの端的な例じゃないかと思うんです。午前中の答弁では、局長は今度消防体制についてはバルブの調整等検討いたしますよ、そういう意味のお話もなさっていらっしゃいましたけれども、これは保安教育の欠如と言ふ以外にありません。

だから、私は、こういう面におきましてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、またそれ

と同時に、これは素人考えでありますけれども、

これももう保安法によつて全部設置されるべきものでありますけれども、こういう焼損地絡の心配のない単体の消火器を各所に配置しておるなら

ば、消防活動というものはスムーズに行われたのではなかろうか、これは素人的な考え方かわかりませんけれども、こういうことを一般的に見たなら

ば、消火活動といふものはスムーズに行われたのではなかろうか、これは素人的な考え方かわかりますけれども、あわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(石井賢吉君) 確かに今回の消防活動に当りました段階で、その中に含まれておりま

した施設係員、施設関係であればエキスペートでございますが、すべてこの消火栓を含めた施設

を完して十分な初期消火の効をおさめ得なかつたと

いふことは御指摘のとおりでござります。その意

味で非常に残念なところでございまして、今回の

中間報告書におきましても当面の対策としまして

消防施設の設置位置及び取り扱い方法についての

教育の徹底を図れといふ提言がござります。

こういふものを受けまして、今後適切な監督・指導に當つてしまひたいといふように存じております。

○田代富士男君 このことは私は今さつきこの三井三池炭鉱が最新鋭の設備を誇っている鉱山であるし、それに支配された中での盲点であるといつたその一つに午前中も議題になりましたエアマンの問題があります。これは法的に義務づけられているわけではございませんけれども、しかし、

○田代富士男君 このことは私は今さつきこの三

井三池炭鉱が最新鋭の設備を誇っている鉱山であるといつたその一つに午前中も議題になりましたエアマン

の問題があります。これは法的に義務づけられ

ているわけではありませんけれども、

このことは成績が優良であるとし、つまり、ガス

の突出があるなしにかかわらず、一たび坑内火災

が起つれば不完全燃焼によりますCOの発生という観点があるわけでござりますから、こういうことから私はこれは優良炭鉱であるということから設置されなかつたということではございますけれども、しかし、現実には八十三人の人がCO中毒で死亡していらっしゃるわけでござりますし、

このことから私はこれを優良炭鉱であるとし、つまゝ、ガス

毒で死亡していらっしゃるわけでござりますし、

ここにこのエアマンが設置されていたなら

ば、恐らく八十三人の死者を出さずに済んでいたのではないかと思ひますけれども、この点はい

つかがでございましょうか。人命尊重の立場からも私は指摘したいと思います。

○政府委員(石井賢吉君) 御指摘のエアマントにつきましては、法規上はガス突出警戒区域ではございませんので、その義務づけがないことは御指摘のとおりでございます。確かにエアマントを使

用しておった場合、どういう効果があるかといふことを、いろいろ考えてみますと、エアマントの場

合一人ないし少人数のための設備であるといふこ

とが一方で言えるわけでございます。その効果は極めて高い。しかし、人數的限界があるというこ

とを考慮しなくてはいけません。その意味で多

く、これらについても単純な比較ができないんで

はなかろうかと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、安全はそれに過ぎることはありませんので、そういう意味で

坑内火災防止対策部会の検討の一環といたしまして

具体的な施設の内容及びその適正配置のあり方

について今後検討をしていきたいというふうに思つております。

○田代富士男君 今局長ね、それは大人数は救え

ないかしりませんけれども、私八十三名全部が救

われたと言つてゐるんぢやありませんよ。少人数

でも救われていたのとは違いますか、その点は。

そういう言ひ方ないでしよう。少人数でもあった

ら救われているでしよう、どうですか。

○政府委員(石井賢吉君) 私は單に機能的な差だけについて申し上げたつもりでございまして、決してこれがすべてうまくいくというものではございません。いろいろな組み合わせでいわば

施設をどういうふうに適正配置をしたらよろしい

か、そういったもののあり方を十分詰めさせていただきたいというつもりでお答え申し上げたつもりでございます。

しかばいいつごろその報告ができるかというこ

とでございますが、いろんな今申し上げましたよ

うな試験等を進める段階でございますので明確でございませんが、委員会の方では夏前には報告

をおさまでも今後精査すべきこととして、ナンバー10ベルトコンベヤーのフレーム自体のぶれ

であるとかあるいは曲がつているキャリア台、不

回転のキャリアローラーやリターンローラーの不

調が災害の前からのものかどうかということ等を

挙げていらっしゃいますけれども、その他にもこ

の中間報告までに結論が出されず、最終報告に

向けて実験が行われているものもあるかと思いま

すけれども、その点が現在どうなつてあるのか、

今後の見通しにつきまして、この原因究明に関し

てお答えいただきたい。

○説明員(島田隆志君) 御指摘のとおり、中間報

告では、ベルトコンベヤーに関する発火メカニズムとしまして、原動部の過負荷等によります過

熱するようなケース等々、五つのケースを挙げま

して、さらに現地調査等によりまして判明しまし

た事実等から、三つのケースのいずれかのプロセ

スを経まして落炭等近傍可燃物が蓄熱発火した可

能性が高いということで推定しているわけでござ

りますが、調査委員会では、今後フレームの振れ

等が、今先生から御指摘ございましたように災

害以前からのものであったか否かの精査をいたしましたほか、第三調量門の付近の落炭のコアサンプル検査ある

いは小型ベルトコンベヤー等の試験装置を用いまして、ベルトとボタあるいは金属、木片等、各種条件下におきます摩擦発熱試験等を行うことにし

ております。そのほか、現場におきまして、ベルト走行テストを実施することによりまして、こ

れらの、今申し上げました三つのケースのうちどのプロセスを経て発火したものか、さらに絞り込

みを行つていく予定だということを承知しております。

しかばいいつごろその報告ができるかといふことを承知しております。

○田代富士男君 三月の十五日に操業が再開され

ておりますけれども、中間報告の報告書の当面の対策においては大きくは六項目にわたつて指摘さ

れておりますけれども、中間報告の報告書の当面の対策においては大きくなつてはございませんが、委員会の方では夏前には報告

をおさまでも今後精査すべきこととして、ナンバー10ベルトコンベヤーのフレーム自体のぶれ

であるとかあるいは曲がつているキャリア台、不

回転のキャリアローラーやリターンローラーの不

調が災害の前からのものかどうかということ等を

挙げていらっしゃいますけれども、その他にもこ

の中間報告までに結論が出されず、最終報告に

向けて実験が行われているものもあるかと思いま

すけれども、その点が現在どうなつてあるのか、

今後の見通しにつきまして、この原因究明に関し

てお答えいただきたい。

○説明員(島田隆志君) 御指摘のとおり、中間報

告では、ベルトコンベヤーに関する発火メカニズムとしまして、原動部の過負荷等によります過

熱するようなケース等々、五つのケースを挙げま

して、さらに現地調査等によりまして判明しまし

た事実等から、三つのケースのいずれかのプロセ

スを経まして落炭等近傍可燃物が蓄熱発火した可

能性が高いということで推定しているわけでござ

りますが、調査委員会では、今後フレームの振れ

等が、今先生から御指摘ございましたように災

害以前からのものであったか否かの精査をいたしましたほか、第三調量門の付近の落炭のコアサンプル検査ある

いは小型ベルトコンベヤー等の試験装置を用いまして、ベルトとボタあるいは金属、木片等、各種条件下におきます摩擦発熱試験等を行うことにし

○政府委員(石井賢吾君) 前段につきまして御説明を申し上げます。

三月十五日の有明鉱の再開問題でございますが、これは十三、十四日の両日、鉱務監督官の入坑立入検査によりまして、先生御指摘のような中間報告にござります当面とするべき緊急対策、これらを含めまして必要な保安対策をハードの面で備えておるという判断をいたしたわけでございまして、入坑後ソフト面につきまして十分なチェックをいたしまして、ハード、ソフトの両面においてこの中間報告に盛られております当面の対応策を含めた保安管理体制が整備できたという判断のもとに再開の了承をいたした次第でござります。

その意味で、今後残された問題といいますのは、現在坑内火災防止対策部会というのを設置いたしまして、各鉱山の調査を含めて早急に火災の火源別の発生防止対策、あるいは早期発見対策、消防対策、それから警報連絡体制、それから先はどのエアマントを含みます退避の問題、こういった五項目につきまして網羅的な再検討を現在進めている段階でございます。これらの検討を待ちまして、規則改正を含めた所要の対応策を講じてまいりたいというふうに考えております。それから鉱山保安協議会、保安面にかかわります鉱山保安協議会につきましては、御承知のようまで選定されておるわけでございまして、まあ石炭重炭部会におきましても、石炭鉱山の経験を踏まえた先生も入っておるわけでございます。その意味で、私ども地についてない審議が行われておるというふうに理解はいたしておりませんが、一応現在の構成につきましてはそういうふうに理解しておるということだけをお答えいたしておきます。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 中間報告に盛られた六項目の内容を十分精査いたしまして、今後保安対策その他の問題で十分参考にして対応してまいりたいと存じます。

○田代富士男君 これは、参考にするという大臣御意見でございますが、午前中のあれでは意見を述べていただいております。私はこれは大問題だ

うようなお話をございましたけれども、私は、もう一つと真剣にこれは通産大臣として責任を持つて、自分がこの事故を通じて責任を痛感して、今後二度とこういうことのないように取り組んでいくという姿勢がですね、今さき、御自分の材木屋の話をされました。おやじがいなくなつたら商売がだめになつたというように、大臣が責任を痛感して取り組むところに、解決の第一歩があるのと違うんですか。責任を痛感すべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 午前中から再々申し上げておりますように、私の決意はおっしゃるとおりでございます。

○田代富士男君 時間が余りありませんから、警察局も消防局も見えていただいていると思いますが、この事故がありまして、それぞれ鉱山保安監察が、この事故がありまして、それを鉱山保安監察も消防局も見えていただいています。時間が余りありませんから、警察局も消防局も見えていただいています。時間だけで結構です。

○説明員(大山昭夫君) 会社側から地元消防本部へ正式に通報がありましたのは一月十八日二十二時十三分でございまして、その内容は救急車の出動要請でございます。

○説明員(望月秀一君) 所轄の大牟田警察署に三池鉱の方から通報がございましたのが、一月十八日の十八時五十分でございます。

○田代富士男君 鉱山保安監督局。

○政府委員(石井賢吾君) 十五時五十分でござります。

○田代富士男君 今申されたような時間帯で、この事故の第一報が入ったのは随分おくれて入っております。これは日ごろ指導をしてきておる通産省として、こういう事故の対応でよろしいであります。これがおおきな問題でございました。これがおおきな問題でございました。

○政府委員(石井賢吾君) これまで、監督局に対

します災害報告、急報についてでございますが、従来から速やかに行うように指導してきたところでございます。それで、ただいま御答弁申し上げましたように、火災発生時から約二時間を経て初めて鉱山保安監督局に会社側から通報があつた

わけでございます。まあこれにはいろいろ会社側が説明をいたしておりますが、私ども決してそれらが極めて合理的といいますか、その二時間もの時間を要するような作業が本当にあつたのかといふことについて、私ども十分理解できないわけでございます。この点につきましては、鉱山保安監督局長から三池鉱業所長に対しまして口頭で厳重な注意をいたしました。本社側におきましても担当の常務を呼びまして厳重な注意をいたしたわけがございます。この点につきましては、鉱山保安監督局長から三池鉱業所長に対しまして口頭で厳重な注意をいたしました。本社側におきましても担当の常務を呼びまして厳重な注意をいたしました。これが受けまして会社側は連絡体制の整備を図つたわけでございますが、具体的には技術管理者通達といふのを社内に徹底をいたしまして、災害時の連絡体制といふのを社内的にも徹底をしたと私ども理解いたしております。いざにいたしましても、災害報告の迅速化の徹底を図るべく、既に各鉱山保安監督局部長に所管の各炭鉱に十分周知徹底するよう通達を発したところでございます。

○田代富士男君 局長、事故が起きてから通達した通達したと言いますけれども、監督局へのおこなわれはおおつやつた。それから警察への報告の時間、消防への報告の時間、これ何時間たつていますか。こういうことを通達をしたということで、ただ単にこういうことで済ますか。私はなぜこのことをあえて申し上げるかといいますと、五十七年の四月の一日、八日に入工委員会がありました。この折に私は鹿島コンビナートの石油爆発事故を取り上げました。私はこのときにおきましてもこの連絡という問題につきましては敏感にやるべきであるということを指摘をいたしました。そのときにはちゃんと心得てやりますと言つた。そういう決意の開陳がこの場所で通産大臣から、担当局長からもなされていました。それがこのような時間帯でしょう、それで厳重注意をし

ました、そういうことで糊塗するということは許されないと私は思いますよ。私はこれは大問題だと思います。大臣どうですか、通達しました

これが济ませますか。私はあえて前にも注意しているんですけど、どうなんですか。

○政府委員(石井賢吾君) 先に、一番最初の答弁で從来監督局に対します災害報告、これ急報でございますが、この急報閲覧しては速やかに連絡をすべしといふことの指導をこれまで行っておるわけでございます。その意味で、事実今回の報告が二時間余を要したわけでございますが、これ

はもう私ども十分納得できる説明ではございませんので、あえて御報告申し上げませんでした。たまたま大雪であったということもありまして、鉱山保安部長が本所から有明鉱業所に駆けつけた。それから三川鉱に行つておりました。たまたま大雪であったということもありまして、鉱山保安監督局に通報する仕組みになつております。そこで、三川鉱に行く、こういったことをいろいろ確認に手間取つて、そういう時間のおくれがあったんだという説明を聞いておりますが、いずれにいたしましても、今回十分な体制でなかつたことは私どもも痛感いたしておりますので、二度とこういうことのないような措置をはつくりつていただきたいというふうに思つております。

○田代富士男君 前回のときも一度とこういうことのないようないふうにという言葉をその場所で聞いたんですね。にもかかわらず、こういうことになつてしまつているわけです。

○田代富士男君 私の質問の時間をオーバーしておりまして、警察署と消防署の方に来ていただきましてお尋ねいたことがありますけれども、時間がありますけれども、だから私からお願いしたいことは鹿島コンビナートのときの私の警察署、消防署に対するお願いは、お互いの連絡といふのがとられてない、お互いの連絡をとつてくださいよ、緊密な連絡を

す。ただ、特定地点について、どこへ立地するかという問題は、だいしま申し上げましたように、あくまでも企業の決めることでございまして、役所が事前にどこはよくてどこはいけないとか、こういう地点のことにつきましていろいろと言う立場にはございません。そういう意味で、我々としては、了承したとか、どの地点ならいい、どの地点は悪いと、そういう立場にはないということを申し上げておるわけでございます。

○市川正一君 豊島長官、あなたはいつの間に大臣になつたか知らぬけれども、大臣がそう言うたといふことにについて聞いているんです。これは読売だけじゃないんですよ。十八日の日経は、平岩会長が十七日、「藤波官房長官を訪ねてあいさつするなど政府への根回しは終わっている」、こう言つてます。また、同じく同日の読売は、平岩会長らが、藤波官房長官と稻村国土府長官を個別に訪ね、協力を要請、「これに対しても、協力を約束、さっそく五月下旬、基地候補地を視察することを」約束した、こう報じております。としますと、稻村国土府長官は、協力を約束し、現地視察まで言うておられる。主務大臣である通産大臣は、その点では閑知しておられないんですか。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 先ほども私は申し上げましたとおり、エネルギー政策の観点から、業界がこの立地問題に対して積極的にこれに取り組んでいるということを評価するということを私の立場でするのは当然だらうと思ひます。しかしながら、先ほど長官が述べたように、その立地の場所について私がとやこう言うということはあり得る話ではございませんし、ましてやこれに了解したということは、新聞報道がどうあるとない話でございます。

○市川正一君 私、そんな話は政治の場合に通用せぬですよ。主務大臣を差し置いてほかの閣僚が意思表示をする、結構やと、現場も見に行こうと。私は主務大臣としての見識を疑わざるを得ぬのです。結局、冒頭申し上げた読売の報道、これ

は報道がどうあると、そういうことは言うとらぬというふうにおっしゃるけれども、事実、きようの朝日新聞がありますが、平岩会長自身がどう申し上げておるわけでございます。

○市川正一君 豊島長官、あなたはいつの間に大臣になつたか知らぬけれども、大臣がそう言うたといふことにについて聞いているんです。これは読売だけじゃないんですよ。十八日の日経は、平岩会長が十七日、「藤波官房長官を訪ねてあいさつするなど政府への根回しは終わっている」、こう言つてます。また、同じく同日の読売は、平岩会長らが、藤波官房長官と稻村国土府長官を個別に訪ね、協力を要請、「これに対しても、協力を約束、さっそく五月下旬、基地候補地を視察することを」約束した、こう報じております。としますと、稻村国土府長官は、協力を約束し、現地視察まで言うておられる。主務大臣である通産大臣は、その点では閑知しておられないんですか。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 先ほども私は申し上げましたとおり、エネルギー政策の観点から、業界がこの立地問題に対して積極的にこれに取り組んでいるということを評価するということを私の立場でするのは当然だらうと思ひます。しかしながら、先ほど長官が述べたように、その立地の場所について私がとやこう言うということはあり得る話ではございませんし、ましてやこれに了解したということは、新聞報道がどうあるとない話でございます。

○市川正一君 都合が悪いと、これは誤報やと、

稻村長官は、協力を約束、さっそく五月下旬、基地候補地を視察することを約束した、こう報じております。としますと、稻村国土府長官は、協力を約束し、現地視察まで言うておられる。主務大臣である通産大臣は、その点では閑知しておられないんですか。

○政府委員(豊島格君) 幸運なことに、稻村長官は、協力を約束、さっそく五月下旬、基地候補地を視察することを約束した、こう報じております。としますと、稻村国土府長官は、協力を約束し、現地視察まで言うておられる。主務大臣である通産大臣は、その点では閑知しておられないんですか。

○市川正一君 これがその計画のパンフレットであります。ですから、この件について、主務大臣であり特別に協力要請をしてきた通産大臣には社長会の決定が報告されていると思いますが、その内容は、どういう報告が寄せられていますか。

て大きいんです。技術的にもまだ未確立の分野であります。

通産省に伺いますが、五十五年度に稼働を始めた動力炉・核燃料開発事業団、俗に言う動燃であります。この東海村再処理工場が五十七年に溶

解槽に穴あき事故を起こし、現在運転を停止したままであると思いますが、間違いございませんか。

○政府委員(松田泰君) そのとおりでござります。

○市川正一君 全面ストップをしたままなんです。ですから、電力各社が中心になつて設立した日本原燃サービスが用地選びを続けてきたものの、いずれも日の目を見なかつたのは、予定地に挙げられた地元住民が大きな不安を感じて反対してからであります。ところが今度は上からこたつからであります。申し入れが先行し、地元との協議は後回し、という異例の形となる」と、こう論じております。

私は大臣に伺いたいのですが、先般同僚議員のやりとりの中で、地元の納得、その理解が大前提だと、こうおっしゃった。こういうふうなやり方は適切だとお考えでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(豊島格君) ただいま先生のおっしゃいました。県知事レベルの理解が得られているといふことでございますが、いずれにしましても、実際に立地いたすにつきましては地元の十分な理解と協力が得られなくちゃいけない。そういう意味で、地元の方々のコンセンサスを得るよう努力していくということはこれからやるわけでございま

して、そういうことをちゃんと電力業界としてもやるよう十分我々としては指導していきたいと思つておるわけです。地元のコンセンサスはこれから十分得ていただきたいと、こういうことでござります。

○市川正一君 大臣、今申し上げたようなずっと経過なんです。そういう経過、そういうやり方との、いわゆる地元住民が大きな不安を感じて反対してからであります。申し入れが先行し、地元との協議は後回し、という異例の形となる」と、こう論じております。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 市川委員のおっしゃるようなそのような経過は私は知りません。

○市川正一君 通産大臣になって日はかなりたつて、ぜひ経過をつぶさに御検討願いたいと思う立つて、先般同僚議員もこの問題取り上げました。非常に大きな社会的問題になつておりますので、ぜひ経過をつぶさに御検討願いたいと思うですが、いかがですか。

○國務大臣(小此木彦三郎君) おっしゃるような経過については調査してみます。

○市川正一君 私は、今申し上げたように、この再処理工場が立地されるということは、先ほど指摘した点に加えて、低レベルの廃棄物の貯蔵のみならず、高レベルの廃棄物を保管せざるを得なくなり、一層の危険性を持つと思うんです。

私がつてこういう構想をあくまでも推し進めようとしておきました。私も本委員会の一員として現地調査に参りました。

重複の質問は避けまして、まず大臣にお聞きいたしたいのは、今回の事故というものは、これは落盤だとかあるいはガス突出とか、こういういわば自然条件が関与しているという事故では全くないということです。人為的に坑内に持ち込んだ装置

が原因となっている。したがつて、午前中も大臣も、初歩的な注意さえ怠らねば防止できた、そういうものだとこうおっしゃったわけであります。

私は現地で関係者の事情聴取などを通じてその確信を一層強めたのであります。それだけにまた何よりも三井鉱山、会社当局の責任は極めて重大である、こう思うのであります。大臣のこの点に関しての認識をまず伺いたいと思います。

○市川正一君 会社の責任はあるんですけどあります。しかし申し上げるところでございますが、今次の災害の責任の所在につきましては、現在司法捜査によりましてその解明を急いでいるところであります。

先般取りまとめました事故調査委員会の中間報告の内容を見た限りにおいては、必ずしも発生を防止し得ないような複雑な内容のものではないということを既に申し述べたとおりでございました。なぜあのように多数の罹災者が生じたか、今でも非常に残念に思つてゐるところでございます。

が、これも何回も申し上げておるところでございますが、あのよくな災害に遭われた犠牲者の方々のお氣の毒なこと、あるいは遺族の方々の非常に悲惨なこと等については十分私ども三ヶ月前のあのことを思うだけでも非常に悲しい思いがするわけでございます。今後引き続き徹底的に原因の究明を行うことによりまして責任の所在を明らかにしまして、法規に照らし厳正な措置を行ふと同時に、今後類似災害というものが再び起きないよう私どもはさらに厳しい監督行政の強化などとを期してまいります。

○市川正一君 大臣、そこまでの答弁はまだ聞いておりません。僕が今聞いたのは、防止し得ないような事故じやなかつたつてあなたが言つておられます。しかし、その立場に政府・通産省が立つ限り、まさに下北半島を核のごみ捨て場、死の灰のごみ処理場にすることであるということをこの際指摘しておきましたして、次の問題に移らさせていただきました。

午前中から三池の有明鉱の問題について質疑がございました。私も本委員会の一員として現地調査に参りました。

重複の質問は避けまして、まず大臣にお聞きいたしたいのは、今回の事故というものは、これは落盤だとかあるいはガス突出とか、こういういわば自然条件が関与しているという事故では全くないということです。人為的に坑内に持ち込んだ装置

が原因となつてゐる。したがつて、午前中も大臣ですかといふことを聞いています。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 余り早口でおっしゃるからどこまで質問になつたのか私もわかりませんけれども、司法捜査というものを厳重にいたしまして今後……

○市川正一君 会社の責任はあるんですけどあります。しかし申しますから、そこの事情を御勘案願いたいと思います。

○市川正一君 要するに三井鉱山、その会社当局の責任は免れ得ないとお思ひになるのか、いやどうもないとおっしゃるのか、それだけ言うてほし

ります。したがいまして、捜査結果を待つて厳正な措置をとるということで御了解をいただきたいと思います。

○政府委員(石井賢吾君) ただいまの御指摘でございますが、現在司法捜査を実施中でございません。したがいまして、捜査結果を待つて厳正な措置をとるということで御了解をいただきたい

います。

○市川正一君 そうしたら、あなたの今まで言つたことはみんなパアじゃないですか。防止し得ないような事故じやなかつたと言つて、それが責任はあるのかと言うたら、それは調べてみぬとわからぬと。そんなばかなことないです。中間報告も出でているじゃないですか。ですから私は、

それこそ時間がないので先に進みますが、だからきつちり私の質問にかみ合つて答えてください。

そこで聞くんですが、有明鉱は三月十五日に生産を再開したんですけど、その後の保安状態はどうなんですか。重傷者も出でるようですが、その

点まず聞かしてください。

○政府委員(石井賢吾君) 三月十三、十四日と保安点検を実施いたしまして、十五日から操業を開始いたしました。その後ならし操業をいたしまして十九日から本格的な操業に入つたわけでございます。その後鉱山保安監督局から特定項目についての特定検査を実施してこの保安点検結果後のフォローアップをいたしておるわけでござります。

これまで鉱山保安監督局に報告がございました事故例でございますが……

○市川正一君 人の事故が出ておるんです。

○政府委員(石井賛吾君) 全体で九名の負傷ということです。

○市川正一君 人數で結構です。

○市川正一君 私、単なる遺憾程度では済まされることはござります。

○市川正一君 私は從来この種の事故に対する会社側の刑事責任が結局あいまいにされる経緯をいたしました。そういうことから、結局それが言つておられます。少くとも業務上過失致死傷に當たると思います。警察の方では今検査中と聞いておりますが、差し支えない範囲でその目的、進行状況、見通しなどについてお聞かせいただきたい。

○井上計君 大臣は先般の所信表明の中で、中小企業が從来我が國の経済発展に果たしてきた大きな役割、功績等につきましては評価をされております。この点については大臣のお考えと全く同感です。ありますから、大臣の御所見については敬意を表する次第であります。ただ中小企業関係の法律、これは我が國の多くの中小企業関係の法律と並んで、大変充実しておる。これは私もそのようない評価をしております。事実先進諸国の中でも我が國が一番であろう、これはこう私は感じております。

止対策を検討することいたしております。その場合に、火源として考えられます種々の機器あるいは装置につきましての防止対策のあり方を十分に検討いたしてまいりまして、必要な対応策を講じてまいりたいというふうに思つております。

○市川正一君 私はおつしやつたけれども怠いでなぜやられたのか。私はあえて音うなれば、こういうふうに再開後も事故や災害が続出しておる、これは結局会社側の保安体制の改善確立を徹底的に究明せずに中間報告の三日後、当面の対策を発表後三日後に再開を許可したことに起因していると私は言わざるを得ぬであります。もちろん同種の事故をほかの庚鉱で繰り返さないために当面の対策は早く出したということは、これは理解できますけれども、現実に起こっている事態はそうであります。

そこで私警察庁に聞きたいんですけども、先ほどのやりとり、同僚委員とのやりとりによれば、所轄署に有明鉱の事故発生の報告があつたのは発生後五時間後であります。また消防署へはそれからさらに一時間半後であります。

私、消防庁にお聞きしたいんですけども、消防署へはそれから一時間半後という会社の態度に対してもお考へでしよう。

○説明員(藤原享君) 大変報告がおくれたわけでございますが、この種の重大事故の認知が発生後五時間余りかかるのであります警察

お考へでしよう。

○説明員(藤原享君) これはちょっと坑内のいわゆる検証の関係がなかなか進まないものであります。今すぐにわかにちょっと明らかにできないよ

うことでございます。

○市川正一君 再開後二週間で重傷三人、軽傷六人の事故が出ておるんです。私は今、十二日中間報告、そして十五日再開という非常に短期の間に、もちろん十三、十四と坑内調査をやつたと局長はおつしやつたけれども怠いでなぜやられたのか。私はあえて音うなれば、こういうふうに再開後も事故や災害が続出しておる、これは結局会社側の保安体制の改善確立を徹底的に究明せずに中間報告の三日後、当面の対策を発表後三日後に再開を許可したことに起因していると私は言わざるを得ぬであります。もちろん同種の事故をほかの庚鉱で繰り返さないために当面の対策は早く出したということは、これは理解できますけれども、現実に起こっている事態はそうであります。

そこで私警察庁に聞きたいんですけども、先ほどのやりとり、同僚委員とのやりとりによれば、所轄署に有明鉱の事故発生の報告があつたのは発生後五時間後であります。また消防署へはそれからさらに一時間半後であります。

私、消防庁にお聞きしたいんですけども、消防署へはそれから一時間半後という会社の態度に対してもお考へでしよう。

○説明員(藤原享君) これはちょっと坑内のいわゆる検証の関係がなかなか進まないものであります。今すぐにわかにちょっと明らかにできないよ

うことでございます。

○市川正一君 私は從来この種の事故に対する会社側の刑事責任が結局あいまいにされる経緯を見つめました。そういうことから、結局それが言つておられます。少くとも業務上過失致死傷に當たると思います。警察の方では今検査中と聞いておりますが、差し支えない範囲でその目的、進行状況、見通しなどについてお聞かせいただきたい。

○説明員(藤原享君) 今後の検査の見通しでございますが、その前にこれまでの検査でござりますが、事故発生後この現地の大牟田警察署に特別検査本部を設置いたしまして数次にわたりまして関係の施設の状況とかあるいは管理の状況、作動の状況等について検証を実施するほか、多数の方からこの事情聴取を行う。またこの関係事項について専門家に鑑定嘱託等を行つてまいってきております。

なお、今後の検査でございますが、現在坑内で鑑定が非常に悪条件下でございまして、逐次現場検査は進めておりますが、なかなかこの検証が意に任せず進まないという実態でございます。しかし、全力を挙げてこういった検査を続けておるわけでございます。あわせて、今後とも必要な関係の方々から事情聴取あるいは鑑定等を行つていかし、全効率を上げてござります。

○説明員(藤原享君) これは我が國が一番であろう、これはこう私は感じておるんです。

○説明員(藤原享君) そこで私警察庁に聞きたいんですけども、先ほどのやりとりによれば、所轄署に有明鉱の事故発生の報告があつたのは発生後五時間後であります。また消防署へはそれからさらに一時間半後であります。

そこで私警察庁に聞きたいんですけども、先ほどのやりとり、同僚委員とのやりとりによれば、所轄署に有明鉱の事故発生の報告があつたのは発生後五時間後であります。また消防署へはそれからさらに一時間半後であります。

そこで私警察庁に聞きたいんですけども、先ほどのやりとり、同僚委員とのやりとりによれば、所轄署に有明鉱の事故発生の報告があつたのは発生後五時間後であります。また消防署へはそれからさらに一時間半後であります。

そこで私警察庁に聞きたいんですけども、先ほどのやりとり、同僚委員とのやりとりによれば、所轄署に有明鉱の事故発生の報告があつたのは発生後五時間後であります。また消防署へはそれからさらに一時間半後であります。

○説明員(藤原享君) これはちょっと坑内のいわゆる検証の関係がなかなか進まないものであります。今すぐにわかにちょっと明らかにできないよ

うことでございます。

○説明員(藤原享君) これはちょっと坑内のいわゆる検証の関係がなかなか進まないものであります。今すぐにわかにちょっと明らかにできないよ

うことでございます。

○説明員(藤原享君) これはちょっと坑内のいわゆる検証の関係がなかなか進まないものであります。今すぐにわかにちょっと明らかにできないよ

うことでございます。

なり広範囲に指定されまして、これも大いに努力は多しておりますけれどもやはり全般的にまだ十分でない。特に今回の新しい新技術体化の投資促進税制としても、これは时限立法は二年間でありますから、それから省エネ投資減税は五十九年度で切れるわけでありますから、今後将来的な問題としてはやはり十二分に御検討願いたい、御努力願いたいとこれは要望しておきます。

次に先日当委員会で織維工業構造改善措置法の改正についての審議がされました。全会一致で採決されたわけであります。しかし、構造改善法がもう長く統いておりますし、またこれからさらに五年間政府もまた業界もこれによつて努力をするわけありますけれども、幾ら業界が努力をし、政府が適切な指導をして、まあ言ひ方は悪いですけれども、むだ骨を折る、こういうふうなるわけになります。先ほど松尾委員から織物についてのいろいろと御質疑が行されました。私も若干織物、和装関係に関係をしたことがありますから重大な関心を持つておりますし、同感でありますけれども、織物と同時に、あるいはそれ以上のいろいろな問題になつておるものには、若干織物、和装関係をしたことがありますから、可能性が多分にあるわけであります。先ほど松尾委員から織物についてのいろいろと御質疑が行されました。私も若干織物、和装関係をしたことがありますから、可能性が多分あります。そこで若干それらの問題等についてお伺いしたいと考えます。

中国を初めとする发展途上国から輸入をされておるもののが年々非常にふえておるわけであります。特に織物だけでも見ましても、五十年代から見ますと五十七年、五十八年は全体的に約倍以上になつて、こういうふうな大変な数量に上がつておるわけでありますから、織維産業の構造改善の実効を上げるためにもやはりこれらの特に織物の輸入がなされないともののもあみになる。先ほど申し上げたむだ骨を折ることになる、こういう危険性が多分にあります。特にこの織物輸入状況を見ますと、五十一年から比較して五八年倍以上になつておる。実は倍以上になつておるのは中国か

らなんですね。これはもうおわかりのとおりであります。特に中国からは大変伸び率であります。それで、五十七年、五十八年は全体の織物の輸入量の約八〇%近くは中国から入つておる、こういうことであります。これらについて対中国との間にもっと秩序ある輸入、これらのことについてのお考えはどうありますか。政府委員からで結構お答えはどくあります。

○政府委員(黒田真君) ただいまおっしゃられましたように、織物あるいは綿糸の輸入というものに對しまして関業界の方から秩序ある輸入というものを要望する声が非常に強く上がつておる。うふうに考えておるところまでいく前の段階で、直ちにこの規制的なところまでいかないかといううふうな意見で、ソフトラインでありますから、直ちにこの規制的なところまでいかないかといふべきでございます。しかしながら、直ちにこの規制的なところまでいかないかといふべきでございます。私どもももちろんそういうふうな意見を確保してまいりたい、かように考へてお考えはどくあります。

○井上計君 政府としては大変やにくいことがあります。これがもう承知をしております。通

産省はそんなことはありませんけれども、私どもの感じとしては外務省なんかは中国に対してはもう必要以上に遠慮して、中国の言うことは何でもかんでも全部御無理ごもつともと聞いておるんではないかとさえ思えるほど、ある意味では軟弱外交的なところがあるわけです。だから、それらのことがやはり織維業界においても相当不満の種について乗り出すというようなことで御努力をいたしております。ただおもにMFAを適用する、あるいはそれを取り入れるというようなことについてのお考えはありますか。

○政府委員(黒田真君) ガットの国際織維取り決め、MFAというものを発動してほしいという要請がいろいろ言われているわけでございます。私も現在中国との関係で見ますと、確かに例えば綿糸の輸入は相当な勢いで増加をいたしておりました。中国も外貨事情がござりますから当然輸出の拡大に努めなければならぬわけですから、他方相手國の中で混乱を起こしてまでそれを輸出するという考え方ではないんだといふような説明もありますが、大臣、どのようなお考えがありますか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(黒田真君) 確かに中国が織維産業に力をつけてきております。中国側の説明は内需の充足が先決であるということをごぞいます。私が現在のところまででもその輸出の二割五分が織維品によつて進められておりといふことでござりますので、今後の織維貿易の出方によつては相当地域化が一層進展すると思います。

○日本織維産業が一刻も早く先進国型産業とい

て、五十七年、五十八年は全体の織物の輸入量

の約八〇%近くは中国から入つておる、こういう

ことであります。これらについて対中国との間

にもっと秩序ある輸入、これらのことについての

お考えはどうありますか。政府委員からで結構

お答えはどくあります。

○井上計君 まあ難しい問題もあるうと思います。

○政府委員(黒田真君) ただいまおっしゃられましたように、織維業界においても相当地域化が一層進展する傾向がござります。このことから大変な高水準が続いているようことを実施しているわけございまして、今後ともこういうような努力を通じて輸入に関するところを実現してまいりたい、かように考へておられますから、中国の衣料事情を考えますと、まさにMFAを発動しなければならないといふような状況にあるというふうには必ずしも考えていないわけございます。

○井上計君 まあ難しい問題もあるうと思います。

○政府委員(黒田真君) これはもう承知をしております。これがもう承認をしております。通

産省はそんなことはありませんけれども、私どもの感じとしては外務省なんかは中国に対してはもう必要以上に遠慮して、中国の言うことは何でもかんでも全部御無理ごもつともと聞いておるんではないかとさえ思えるほど、ある意味では軟弱外交的なところがあるわけです。だから、それらのことがやはり織維業界においても相当不満の種について乗り出すというようなことで御努力をいたしております。ただおもにMFAを適用する、あるいはそれを取り入れるというようなことについてのお考えはありますか。

○政府委員(黒田真君) ガットの国際織維取り決め、MFAというものを発動してほしいといふ要請がいろいろ言われているわけでございます。私も現在中国との関係で見ますと、確かに例えば綿糸の輸入は相当な勢いで増加をいたしておりました。中国も外貨事情がござりますから当然輸出の拡大に努めなければならぬわけですから、他方相手國の中で混乱を起こしてまでそれを輸出するという考え方ではないんだといふような説明もありますが、大臣、どのようなお考えがありますか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(黒田真君) 確かに中国が織維産業に

力をつけてきております。中国側の説明は内需の

充足が先決であるということをごぞいます。私が

現在のところまででもその輸出の二割五分が

織維品によつて進められておりといふことでござりますので、今後の織維貿易の出方によつては相

当地域化が一層進展すると思います。

○日本織維産業が一刻も早く先進国型産業とい

て、五十七年、五十八年は全体の織物の輸入量

の約八〇%近くは中国から入つておる、こういう

ことであります。これらについて対中国との間

にもっと秩序ある輸入、これらのことについての

お考えはどうありますか。政府委員からで結構

お答えはどくあります。

○井上計君 まあ難しい問題もあるうと思います。

○政府委員(黒田真君) これはもう承認をしております。これがもう承認をしております。通

産省はそんなことはありませんけれども、私どもの

感じとしては外務省なんかは中国に対してはもう必要以上に遠慮して、中国の言うことは何でも

かんでも全部御無理ごもつともと聞いておるん

ではないかとさえ思えるほど、ある意味では軟弱外交的なところがあるわけです。だから、それらのことがやはり織維業界においても相当不満の種について乗り出すというようなことで御努力をいたしております。ただおもにMFAを適用する、あるいはそれを取り入れるというようなことについてのお考えはありますか。

○政府委員(黒田真君) ガットの国際織維取り決め、MFAというものを発動してほしいといふ要請がいろいろ言われているわけでございます。私も現在中国との関係で見ますと、確かに例えば綿糸の輸入は相当な勢いで増加をいたしておりました。中国も外貨事情がござりますから当然輸出の拡大に努めなければならぬわけですから、他方相手國の中で混乱を起こしてまでそれを輸出するという考え方ではないんだといふような説明もありますが、大臣、どのようなお考えがありますか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(黒田真君) 確かに中国が織維産業に

力をつけてきております。中国側の説明は内需の

充足が先決であるということをごぞいます。私が

現在のところまででもその輸出の二割五分が

織維品によつて進められておりといふことでござ

りますので、今後の織維貿易の出方によつては相

当地域化が一層進展すると思います。

○日本織維産業が一刻も早く先進国型産業とい

て、五十七年、五十八年は全体の織物の輸入量

の約八〇%近くは中国から入つておる、こういう

ことであります。これらについて対中国との間

にもっと秩序ある輸入、これらのことについての

お考えはどうありますか。政府委員からで結構

お答えはどくあります。

○井上計君 まあ難しい問題もあるうと思います。

○政府委員(黒田真君) これはもう承認をしております。これがもう承認をしております。通

産省はそんなことはありませんけれども、私どもの

感じとしては外務省なんかは中国に対してはもう必要以上に遠慮して、中国の言うことは何でも

かんでも全部御無理ごもつともと聞いておるん

ではないかとさえ思えるほど、ある意味では軟弱外交的なところがあるわけです。だから、それらの

ことがやはり織維業界においても相当不満の種

について乗り出すというようなことで御努力をいた

しております。ただおもにMFAを適用する、あるいはそれを取り入れるというようなことについてのお

考えはありますか。

うような、まさに先進國、日本が持つてゐるボテンシャルを生かした他の追随を許さないような産業にいち早く脱皮してほしいということにあるわけでございまして、そういう目的に業界挙げて現在努力をしていところだろうと思ひます。ただ、その構造改善の過程において、その努力を無にしてしまふような形で混亂を生ぜしめないようす。

○井上計君 ゼひひとつ今後の一層の御努力をお願いしたいと思います。

次に、三池問題並びに石炭問題についてお伺いする予定でありますたが、もう時間が残り少なくなりましたので簡単に伺ひたいします。

三池炭鉱のああいう悲惨な事故につきましては、同僚委員からいろいろと多くの質問がなされました。これについてまた政局側からも御答弁がありました。これについてまた政局側からも省略をいたします。ただ、亡くなつた多くの犠牲者の靈を弔うためにも今後ともこのよだんな事故が、しっかりと対応していかなければなりません。

既に質問の中にもありましたけれども、会社側に対する事故根絶の十分なる指導あるいは監督を行つていただくとともに、やはり民間に任せておられたんではなかなか開発がおくれる、機械、機材等についても特に從来以上にまた政局が御努力をひとつお願いをいたしたいと、かように思ひます。

そこで、このような事故が起ります原因いろいろありますけれども、一つは輸入炭と比べて国内炭の炭価がかなり差がある。できるだけコストを安くしよう、コストを安くしなければなかなか国内炭が売りにくい、売れないと、いうふうな、それ

うらも一因ではなかろうかと、こう考へますときには、国内炭と輸入炭ですね、これをブレンドするような方法はないものであらうか。そうなつてまでございまして、また問題になつておる生糸の一元化をしてしまふような形で混乱を生ぜしめないようす。

○井上計君 ゼひひとつ今後の一層の御努力をお願いしたいと思います。

次に、三池問題並びに石炭問題についてお伺いする予定でありますたが、もう時間が残り少なくなりましたので簡単に伺ひたいします。

三池炭鉱のああいう悲惨な事故につきましては、同僚委員からいろいろと多くの質問がなされました。これについてまた政局側からも省略をいたしました。これについてまた政局側からも申上げることを省略をいたします。ただ、亡くなつた多くの犠牲者の靈を弔うためにも今後ともこのよだんな事故が、しっかりと対応していかなければなりません。

既に質問の中にもありますけれども、会社側に対する事故根絶の十分なる指導あるいは監督を行つていただくとともに、やはり民間に任せておられたんではなかなか開発がおくれる、機械、機材等についても特に從来以上にまた政局が御努力をひとつお願いをいたしたいと、かのように思ひます。

○政府委員(村田文男君) まず、付加価値——石炭の利用の拡大の方から申し上げますと、最近における先端技術の向上あるいは石油ショック後のエネルギー事情の変化を反映いたしまして、従来電力を中心にかなり進んでおります。また、從来駆動されたままの高効率化といふ点で、それが実現され、海外からの製品輸入、なからんずく機械の輸入をふやしていくということは、円滑な国際通商関係を形成していくという面からも大変大切なことであるというふうに私ども思つております。

そこで、機械の輸入の状況でござりますけれども、ここ数年を振り返つてみると、大体全体の輸入の七%から八%程度ぐらいで推移してまいっております。総額はそういうことでござりますが、中身を見ますと年によつてかなり変動がございます。ちなみに昭和五十八年の機械輸入額については前年に比べまして一四・二%ふえまして百四億ドルということです。これは史上最高でござります。金額の輸入は四・二%前年に比べて減つたわけでございますけれども、その中で機械は一四・二%ふえたということです。

これも主要品目について見ますと、まずエアバスを始めとして輸送機械、これが大幅大幅に伸びおりまして、七七%前年に比べて増して

らも、私たちも輸入割り当ての運用を通じまして石炭は輸入割り当て制になつております。輸入割り当ての運用を通じましてユーモーに国内炭の引き取りをお願いしております、ユーモー・サイドでは実際上ブレンドという形でお願いしておるところでございます。

○木本平八郎君 まず最初に、機械類の輸入問題についてお伺いしたいんですが、それで昨年度も大分に輸出超過で、輸出が約千五百億ドルですか、それに対して輸入が千二百六十億ドルということで、約三百億ドルの出超になつておるわけですが、それでもね。また、これでやはり貿易摩擦の問題も起つてくるということなんで、これ、前からやはり機械類の輸入を促進しようということは通産省としても相当唱えてこられたんですけれども、最近の機械の製品輸入の動向についてますお伺いしたいんですが。

○政府委員(志賀学君) お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘がございましたように、海外からの製品輸入、なからんずく機械の輸入をふやしていくということは、円滑な国際通商関係を形成していくという面からも大変大切なことであるというふうに私ども思つております。

そこで、機械の輸入の状況でござりますけれども、ここ数年を振り返つてみると、大体全体の輸入の七%から八%程度ぐらいで推移してまいっております。総額はそういうことでござりますが、中身を見ますと年によつてかなり変動がございます。ちなみに昭和五十八年の機械輸入額については前年に比べまして一四・二%ふえまして百四億ドルということです。これは史上最高でござります。金額の輸入は四・二%前年に比べて減つたわけでございますけれども、その中で機械は一四・二%ふえたということです。

○政府委員(志賀学君) これは機械に限らず、製品輸入というものはなかなかふえないといふことで、海外諸国からいろいろ日本に対する批判が寄せられているわけでございます。機械についてお考えになつておられるか、ちょっと御所見をお伺いしたいのですがね。

大体全体の輸入の三割弱、その中で機械が製品輸入のまた三割ぐらいということで大体こう安定しているわけでございますけれども、なぜなかなかふえないのかということでございますけれども、その一つは内需の拡大基調が弱かつたということも言えるかと思います。

そのほか、これは日本の機械のユーザーについて言えることでござりますけれども、確かに外国にもなかなかいい機械があるわけでございます。そういう外国のいい機械を積極的に発掘して思い切って使っていくと、そういうマインドがやや乏しいということをよく耳にいたします。ただ、これは裏返して言いますと、逆に、海外の輸出業者が積極的に日本に対し売り込んでいないとか、そういうことも見えようかと思しますけれども、いずれにいたしましても日本の機械のユーザー、それから外国の機械の輸出業者、そういうふたところの若干こう、お互いの努力の不足と申しましょうか情報がうまく結びついていないと申しましようか、そういうところに一つなかなか機械が伸びにくいという理由があるのでないかというふうに思つております。

○木本平八郎君 それで、これは何も東欧関係の方でなくいいんですけれども、機械の輸入の方で御答弁いただきたいんですけども、ソ連だと東欧はいわゆるカウンターパーチェスで、プラントを百億ドル出すと、それに対してひどいのはイーブンで百億ドルの製品を貰えというふうな要求があるわけですね。それが、私ちょっとこの一年間余り見てなかつたんですけども、どのくらい非常にエスカレートして条件が非常に厳しくなってきているということも聞いているんですが、それがわかる範囲でちょっと教えてほしいんですが。

○政府委員(柴田益男君) ソ連、東欧からのカウンターパーチェスの実態はどうなっているかといふ御質問でございますが、先生御案内のように、このカウンターパーチェスと申しますのは民間が、特に商社を中心としてやつてあるものでござ

いまして、政府は事実上関与しておりません。そのまま三割ぐらいのことで大体こう安定しているわけでございますけれども、なぜなかなかふえないのかということがあります。

ただ、商社あたりから聞くところによりますと、先生からお話をありましたように、ソ連、東欧、最近は非常にカウンターパーチェスの要求は強くなってきており、ほとんどの輸出品についてカウンターパーチェスを要求してきているというものが実態のようでございますし、またそれを実行しないとペナルティーもだんだん高くなっています。場合によつては二〇%のペナルティーを要求するというような状態になつてゐるというふうには聞いておりますが、政局としましては、こういうカウンターパーチェスは本来の自由貿易から望ましくないというところで、再三是正を要求してい

ます。○木本平八郎君 今、民間がやつているとおつしやいましたけれども、民間からは必ず延べ払い調書なんかのときにCPの条件を書くわけですよ。だから、まあ偉い方は余り御存じないかもしれませんけれども、窓口ではそういうふうに指導されているわけですがね。

それで、そのCPの問題については確かに余り好ましくないということで日本政府が相手に対し判断するというふうにやつておられるとはわかるんですけども、そういうことで問題が解決せずに、どんどんプラントの成約が減っていくということが実情なんですね。それで、その辺はちょっとまとめて申し上げたいんですけども、少し人間で断るといふふうにやつておられるとはわかるんですけども、そういうことで問題が解決せずに、それが、私ちょっとこの一

が、それで輸入に関して結論的に申し上げますと、通産省の課長クラス以下の方は極めて必死になつてやつておられるわけですね。ところが、どうも局長さん以上は余りやつていただいてないんじゃないかという感じがするわけで、ぜひこういう問題は、詳細的には後で申し上げますけれども、通産省だけではなくて日本政府全体として考へていただかないとうまくいかないんじやないふうな対策をとつてまいってきております。

五十八年の一年間の実績で申しますと、輸入につきましては輸入承認品目は千二百三十品目ほど承認されております。そういうことで、私どもと組んでまいりまして、あるいはデータ等につきましては、貿易摩擦等の解消のためにも、例えば薬事法の改正とかそういうことにつきまして取り組んでまいりまして、あるいはデータ等につきましては、保健衛生上から必要でございまして、そういう観点から厚生大臣の承認を得るということがあります。その後、この承認に関しましては、内外無差別というふうなことを原則にいたしまして、貿易摩擦等の解消のためにも、例えば薬事法の改正とかそういうことにつきましては、私どもと組んでまいりまして、あるいはデータ等につきましては、外國のデータを積極的に受け入れるといふふうな対策をとつてまいりまして、

五十八年の一年間の実績で申しますと、輸入につきましては輸入承認品目は千二百三十品目ほど承認されております。そういうことで、私どもと組んでいたいという感じがするわけですね。どちらも我々民間でございますと、外國に駐在していると特に日本の政府といふのは冷たいという感じがするわけですが、このC.P問題については、もつと民間と一緒に理解に努めるという方向で協議を進めておると

ね。この問題なんかはもう少し積極的に、政府が干渉してもらつてしまふんだけれども、やはり真剣になつて検討してもらいたいという感じがするのですが、その辺はどうでしょうね。

○政府委員(柴田益男君) 先生の御質問の趣旨は、広い意味でのカウンターパーチェスということで、バーターアクション取引とかあるいはコンベンションを含めて御質問のように今お受けしたんです。が、確かにおりますようにバター、物々交換とかあるいはプランテーションの場合にその代金をできた製品で引き取つてくるというコンベンション、これは確かに通産省の方でも許認可でタッチしておりますが、実態把握はできているわけでございますが、そうその数量はまだ多くございません。ソ連の場合は一%未満でございます。が、ほかの国を見ましてもそう大きな比率ではないわけでございますが、おっしゃるようプランテーションでござりますので、その点は先生の御趣旨も踏まえて十分に検討してまいりたいと思います。

○木本平八郎君 ゼロそれをお願いしたいんです。が、それで輸入に関して結論的に申し上げますと、通産省の課長クラス以下の方は極めて必死になつてやつておられるわけですね。ところが、どうも局長さん以上は余りやつていただいてないんじゃないかという感じがするわけで、ぜひこういう問題は、詳細的には後で申し上げますけれども、通産省だけではなくて日本政府全体として考へていただかないとうまくいかないんじやないふうな対策をとつてまいりまして、

次に、厚生省にお伺いしたいんですが、それでゼロそういうところ、自分のことというんですかね、積極的に通産省が中心になつて進めていただきたいたいという感じがするのですが、その辺はどうですね。

○政府委員(柴田益男君) お答えいたしますが、コブターだとアエラバスとか、こううでつかいとで、バーター取引とかあるいはコンベンションは、広い意味でのカウンターパーチェスといふふうなふうな対策をとつてまいりまして、

○木本平八郎君 私は約五年ぐらい前に医療機械の輸入に大分携わりまして、そのときにはアメリカ人なんかから相当文句を言われたわけですね。最近それは今の御答弁で大分改まっているんじゃないかと思いますけれども、どうもやはり基本的に問題があるというのは、私がそのとき感じて今もそうだと思うのですけれども、医療機械の輸入の審査の基準が厚生省は薬事法か何かで薬品と同じように同じことを準用されているという点があると思うのです。

例えばこういうことがあるのです。血液をとつて分析する機械ですね。この血液分析機械と心臓のペースメーカーを同じ基準で同じようなテスト

を要求されているわけですね。片一方の方は人間の体の中に入っているものですから、これは命にかかわる大変な装置ですね。片一方の方は多少分析が狂つても命にかかわる問題じゃないわけですね。これが同じ基準であるというふうなこと、それから薬品を準用されているという点、その辺はどういうふうに受けとめておられるわけですか。

○説明員(代田久米雄君) 確かに、ペースメーカーなどにつきましては人体に埋没するというこ

とで、できるだけ日本国内でも臨床データを集めるとかいうようなことはお願いをいたしておりま

す。それから血液の機械のお話でございましたけれども、血液分析装置等につきましては承認前例

がたくさんございまして、こういうものにつきましてはほとんど資料を要求しているのはございません。ほとんどノーデータに近い承認でございまして、難しい問題点はほとんどないのではないかといふうに考えております。

○木本平八郎君 今の御答弁のように運営しているとみんな業者は大喜びだと思うのですがね。実態はそうじやなくて、例えあ

る機械の型式登録をやって、そして業者の登録も全部できている。ところが、実際の輸入のときに

は事前にインボイスを持っていて届け出るわけですね。これは届け出とおっしゃっているけれども、実際はイエスかノーか、許可するかしない

かということなんですね。こういうふうに表面上は自由化されている、あるいはノーデータでや

る、アメリカのデータでもよろしくとおっしゃっているのですけれども、実際の窓口では非常に窮屈な取り扱いになつてます。

この点は余り議論してもしようがないのでその辺でやめますけれども、私ぜひとも厚生省にお願いしたいのは、はつきり言つて厚生省は機械というものを御存じないわけですよ。機械を御存じないのがそこで許認可権を持つておられるというところに極めて我々から見たら、はつきり言つて素人さ

んがそういうことじや困るなという気があるわけですね。こういう問題は、やはり輸入促進ということについては厚生省は多分虚心坦懐に受け入れられると思うので、ぜひ通産省の方もよく打ち合

わせていただいて、指導というとおかしいけれども、こういう機械というものはこういうふうに見

るのだと、薬品を見るのと違うのだというふうな点もよく今後打ち合わせいただきたいと思うわけですね。その辺厚生省の方にお聞きしたい。

○説明員(代田久米雄君) 通産省との協力をとい

うお話をございますが、私どももそういう点は十分考えてお願意をいたしております。例えばJ

I-Sの規格とか、そういうものにつきましては通産省の審議会を利用させていただいております。

しかし、それからアメリカ等に医療機器の日本に対する輸出の促進といいますか、そういうものにつきましてはジェットにお願いいたしまして、私ども

通産省の肩を持つわけじゃないんですけれども、通産省の管下のなにではそんなひどいのはあんまりないと思うんです。ところが、どうもその辺や

つぱり厚生省はよく御存じないから、ついでい

本の業者の方に振り回されているんじゃないかなという気がするんですが、その辺はどうでしょうか。

○説明員(代田久米雄君) 外国機械で非常に

確かに国産機械と外国の輸入機械を差別化されていいということは、法律上といふか取り扱い

ないということは、法律上といふか取り扱い

上、表面上は事実そうなんですね。ところが、実際は国産機と外国機だと一年の差ができるやう

んですね。ということは、外國の物を、仮にスキヤ

ナーナラスキヤナーを入れるときに、一億円ぐら

かということなんですね。こういうふうに表面上

いするようなものも六台ぐらい提供しなきゃいか

ねわけです。データを三台でるとか、二台は、

何

というんですか工場検査用に使うとか、一台は何か電気試験場なんかのテストを受けるとか、

六台を大体一年間ぐらいかかるわけです。そ

うい

うふうに非常に金がかかると。一方、それで輸入

の型式登録だとそういうものが審査をやつてお

られて相当地やつておられるんですけども、

の

だから、割合に事務調査で済んでいるわけです

ね。

そ

れから何と申しますか、まねの製品が多いと

いうお話でございますけれども、これはできるだ

け私どもも早く承認を迅速におろすよう努め

ておりますので、そういう点でできるだけ日本

のメーカーにも創意工夫を凝らして特徴ある製品

を出すように指導していくふうに考

えております。

○木本平八郎君 そういうふうにぜひ指導してい

ただきたいと思うんですけども、その六台をや

っておられますので、そういう大変な六台と

かという話はもうございません。

それから何と申しますか、まねの製品が多いと

いうお話でございますけれども、これはできるだ

け私どもも早く承認を迅速におろすよう努め

ておりますので、そういう点でできるだけ日本

のメーカーにも創意工夫を凝らして特徴ある製品

を出すように指導していくふうに考

えております。

○木本平八郎君 そういうふうにぜひ指導してい

ただきたいと思うんですけども、その六台をや

っておられますので、そういう大変な六台と

かという話はもうございません。

それから何と申しますか、まねの製品が多いと

いうお話でございますけれども、これはできるだ

け私どもも早く承認を迅速におろすよう努め

ておりますので、そういう点でできるだけ日本

のメーカーにも創意工夫を凝らして特徴ある製品

を出すように指導していくふうに考

えております。

○木本平八郎君 そういうふうにぜひ指導してい

ただきたいと思うんですけども、その六台をや

っておられますので、そういう大変な六台と

かという話はもうございません。

それから何と申しますか、まねの製品が多いと

いうお話でございますけれども、これはできるだ

け私どもも早く承認を迅速におろすよう努め

ておりますので、そういう点でできるだけ日本

のメーカーにも創意工夫を凝らして特徴ある製品

を出すように指導していくふうに考

えております。

廃坑にしておくとも復活できないということですね。そのため、相当今石炭関係で四百億とそれから八十五億ですか、何か相当金をかけて石炭産業を維持していくこうと、ニネルギー安保のためやつて、他の産業に比べまして際立って高い設備投資になつております。こういうこととの成果といたしまして、石炭の生産性は逐年毎年上がってきています。

私は、炭鉱というのは非常に悲惨な、グローミーな職場だという印象があつたんですね、重労働で。実際行ってみたらもう全然違う。むしろ土木機械が動いているとか、大きなカッターがずっと動いていて自動的に切り羽を崩していく、記者たとか国会議員とかというのを、日ごろからそういう案内してPRをもつとやっておくべきじゃないかという気がしたわけですね。非常にPR不足のために中の方がよくわからぬから、余計周りの者が疑心暗鬼になつてわあわあわあ騒ぎで、今後どういうふうにおやりになるつもりなんか、その辺ちょっとお聞きしたいんですがね。

○政府委員(村田文男君) 御指摘のように石炭産業、現在の生産量を維持するためにも相当前もつて坑道の掘進を図らなきゃいけませんし、それから深部化、奥部化に対応いたしましてコストアップを吸収するという観点からも設備の近代化が相当大きな負担になつております。例えば、五十七年度におきましては石炭鉱業全体として六百十三億の設備投資をいたしております。売り上げが二千八百億ぐらいでございますので二一・六%でございまして、他の産業に比べまして際立つて高い設備投資になつております。こういうこととの成果といたしまして、石炭の生産性は逐年毎年上がってきています。

私は、炭鉱は非常に危いところだから、そこでも入りたい。それからまた、追加募集に何

かこんなに申込書が来ていて、採用するのに大変だと、ううな状況だというわけですね。口では言わなかつたけれども、それで補償の問題も全部解決している。だから、はつきり言つてちょっとほかからがちやがちや言わんとくれば、この炭鉱、自分の職場は自分で守る。自分で再建するんだということを労働組合の人々が言つています。

したよね。僕は、ああそりゃ、それならもう何も言つことないな、わかりましたと言つて私は帰つてきたんですね。その問題、ちょっと時間がないので一つだけにしたいのは、トンネル技術というものは世界一だそうですね。それで、何か青函トンネルにもあの三井が応援したと。私は、それならもつとああいうものの技術の輸出を國と

日本は、中国等に既に技術協力という形で進出いたしておりますし、機械そのものは広く輸出されております。私たちも直接こう

いう輸出するものに助成はするという建前じやございませんが、技術開発等の面では前々から積極的に助成をしてきておるというようなことでござります。

それからボタの処理、有明の問題でございますが、あそこは大変ボタの処理に困つておることは事実でございます。地域によっていろいろ差はあるわけでございますが、私どもいたしまして

やつて、他の産業に比べまして際立つて高い設備投資になつております。こういうふうに考えております。

○木本平八郎君 それで、私労働組合の人たちとも会つたんですけれども、そのときにまず一番初めに言われたのが、先生これは飛行機事故で八十三人死亡した、それでもうだから飛行機に乗るのをやめますかと言われたわけです。いやいや、それは乗りますよ。彼らは、我々はこういう悲惨な事故があつたけれども、これはたまたまあつたのであつて、決して炭鉱はそんなに危いところだと思っていないし、許可さえあればすぐあしたからでも入りたい。それからまた、追加募集に何かこんなに申込書が来ていて、採用するのに大変だと、ううな状況だというわけですね。口では言わなかつたけれども、それで補償の問題も全部解決している。だから、はつきり言つてちょっとほかからがちやがちや言わんとくれば、この炭鉱、自分の職場は自分で守る。自分で再建するんだということを労働組合の人々が言つています。

したよね。僕は、ああそりゃ、それならもう何も

言つことないな、わかりましたと言つて私は帰つ

きましたんですね。その問題、ちょっと時間

がないので一つだけにしたいのは、トンネル技

術というものは世界一だそうですね。それで、何か

青函トンネルにもあの三井が応援したと。私は、

それならもつとああいうものの技術の輸出をどん

ど助成をしてきておるというようなことでござ

ります。

○政府委員(石井賢吾君) 実態を知つてもうよう

に私ども知恵を出してま

りたい、こういうふうに考えております。

それから先ほどの輸入の保安機材の問題です

ね、これ基準か検査か何か非常に厳しくて、ドイ

ツなんかのいい物があつてもなかなか使えない

といふようなこともあります。それもも

ちろんそれは必要でしようけれども、余りそうい

う規制を強くされたために、石炭産業なんかあ

いう斜陽産業になつてくると、どんどんどん

どん政府の規制が強くなつてきて、そのためコスト

が上がつてきているという感じがするわけです

ね。鉱山監督局にもお願いしたんですけども、

要するに行政が、今度の事故があつてまた厳しく

やるとまたコストが上がるちゃうわけです。ま

すます国際競争力もなくなるし企業の力もなくなる

んで、その辺は余り、事故対策ということだけで

びびっちゃつて、びびるというのは政府がです

よ、通産省がびびつて余り規制を厳しくしないよ

うにせひやつていただきたいと思うんですね。こ

の三點ちょっと簡単にお答えいただいて、私の質

問を終わります。

○政府委員(村田文男君) まず、技術輸出の問題

でございますが、日本の掘削技術につきまして

組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一

部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

○委員長(森藤栄三郎君) 次に、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一

部を改正する法律案につきまして、その提案理由及

び要旨を御説明申し上げます。

事業協同組合、商工組合等中小企業者の組合

は、集団化、共同化によって中小企業が地位の向

上を図つていく上で、從来から重要な役割を果た

してきております。

しかしながら、近年、安定成長の定着、消費者

需要の多様化、経営者の世代交代等中小企業者の組合を取り巻く経済的、社会的環境は大きく変化してきております。

このような環境の変化に適切に対応する組合事業活動の展開及び組合員の世代交代の円滑化が必要になっていることから、組合機能を充実強化し、あわせて組合制度の改善を図るため、所要の改正を行ふものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。第一は、組合の行うことができる債務保証事業の範囲の拡大であります。現在、組合は、組合員が金融機関に対して負担する債務についての保証しか行えないこととなっておりますが、組合員の事業活動に係る債務についての保証も行えるよう範囲を拡大することとしております。

第二は、出資持ち口数の制限の緩和であります。組合員当たりの出資持ち口数は、現在、出資総口数の二十五が限度とされておりますが、脱退した組合員の持ち分を他の組合員が譲り受けようと/orする場合等においては、この限度を百分の三十五に緩和することとしております。

第三は、組合事業の利用者に対する制限の緩和であります。現在、組合の共同事業については、組合員以外の者の利用は組合員の利用分量の百分の二十までと制限されますが、工場等を集団して設置する組合で、一部組合員の移転に相当の期間を要する場合等においては、この制限を一時的に一定限度まで緩和し、また組合の体育施設等を一般公衆に利用させる場合にはこの制限を適用しないことをとすることとしております。

第四は、企業組合制度の改善であります。設立後五年を経過した企業組合であって、従事組合員が心身の故障で従事できなくなるような場合に当たつては、組合員のうち従事組合員の占めるべき割合等を緩和し、また企業組合に員外監事

を認めることとしております。

第五は、協業組合制度の改善であります。協業組合の組合員の推定相続人が、組合員の生前においてもその持ち分を譲り受けることができることとしております。

第六は、火災共済協同組合の改善であります。火災共済協同組合の共済契約対象者の範囲を拡大し、また共済金額の制限方法の変更を行うこととしております。

第七は、中小企業団体中央会の事業の例示の追加であります。

中小企業団体中央会の事業として、展示会等の開催等の例示を追加することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(齋藤栄三郎君) 以上で本案の趣旨説明聽取は終わりました。本案に対する質疑は次回に行うこととして、本日はこれにて散会いたします。

午後六時六分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

二、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

三、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中第八項を第十一項とし、第五項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、第四項を

第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 事業協同組合及び事業協同小組合は、前項の規定によるほか、定款の定めるところにより、組合員が金融機関以外の者に対して負担する当該組合員の事業に関する債務を保証することができます。

前項ただし書の規定にかかるわらず、事業協同組合及び事業協同小組合は、次の各号に掲げる事業については、当該各号に定める期間に限り、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が当該各号ごとに百分の百を超えない範囲内において政令で定める割合を超えない範囲内において、組合員以外の者に利用させることができます。

前項ただし書の規定にかかるわらず、事業協同組合及び事業協同小組合は、省令で定める火災共済金額を超える火災共済契約(火災共済事業に係る組合員の使用人又は組合員の役員、組合員と生計を一にする親族、組合員たる法人の役員、組合員の使用人又は組合員の役員、組合員と生計を一にする親族、組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者(以下「組合員等」という。)を「組合員等」に改める。

第九条の七の二第二項を次のよう改める。

4 前項ただし書の規定にかかるわらず、事業協同組合及び事業協同小組合は、次の各号に掲げる事業については、当該各号に定める期間に限り、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が当該各号ごとに百分の百を超えない範囲内において政令で定める割合を超えない範囲内において、組合員以外の者に利用させることができます。

前項ただし書の規定にかかるわらず、事業協同組合及び事業協同小組合は、省令で定める火災共済金額を超える火災共済契約(火災共済事業に係る組合員の使用人又は組合員の役員、組合員と生計を一にする親族、組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者(以下「組合員等」という。)を「組合員等」に改める。

第九条の七の三を次のように改める。

2 火災共済協同組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者(以下「組合員等」といいう。)以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員等の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

第九条の七の三を次のように改める。

一 事業協同組合又は事業協同小組合の作成する計画に基づき工場又は事業場(以下「工場等」という。)を集団して設置する組合員の利用に供する当該事業協同組合又は事業協同小組合の事業をその工場等の設置に相当の期間を要する一部の組合員がその間に利用することが困難であるため、当該事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業 当該計画に基づく工場等の設置が完了した日のうち最も早いものを含む事業年度終了の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める期間

二 組合員が脱退したため、当該組合員の利用に係る事業協同組合又は事業協同小組合の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業 当該組合員が脱退したため、当該組合員の利用に係る事業協同組合又は事業協同小組合の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業 当該組合員が脱退した日を含む事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

三 成立後五年を経過した企業組合でその行う事業に従事する組合員(以下「従事組合員」という。)が心身の故障のため当該企業組合の行う事業に従事することが困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員の数のその組合員の総数に対する割合(以下「従事割合」という。)が三分の二を下

ことが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のよう改める。

2 火災共済協同組合は、省令で定める火災共済事業に係る組合員の使用人又は組合員の役員、組合員と生計を一にする親族、組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者(以下「組合員等」という。)を「組合員等」に改める。

第九条の九第四項中「第八項」を「第十一項」に改める。

第九条の十一第一項中「従事する者」の下に「以下「従事者」という。」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

「以下「従事者」という。」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち体育施設その他の施設で組合員の利用に供する事業に従事することが困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員の数のその組合員の総数に対する割合(以下「従事割合」という。)が三分の二を下

ることとなつたものに係る第一項の規定の適用については、当該企業組合の従事割合が三分の二を下ることとなる直前における組合員の総数を当該企業組合の組合員の総数が超えることとならない場合に限り、同項中「三分の二」とあるのは「二分の一」とする。

4 成立後五年を経過した企業組合で従事組合員が心身の故障のため当該企業組合の従事事業に従事する事が困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員の数のその従事者の総数に対する割合(以下「組合員割合」という)が二分の一を下ることとなつたものに係る第一項の規定の適用については、当該企業組合の組合員割合が二分の一を下することとなる直前における従事者の総数を当該企業組合の従事者の総数が超えることとなつた場合に限り、同項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

第十条第三項中「こえて」を「超えて」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる組合員(信用協同組合の組合員を除く)は、総会の議決に基づく組合の承諾を得た場合には、当該組合の出資総口数の百分の三十五に相当する出資口数まで保有することができる。

持分の全部を譲り渡す他の組合員からその持分の全部又は一部を譲り受けた組合員の持分の全部又は一部を譲り受けた組合員の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受けた組合員で、当該合併により解散する法人たる組合員で、当該合併により解散する法人たる組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受けるもの

内に引き受けるものほか、第十九条第一項各号の事由による組合員の脱退後一年以

内に当該組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を引き受ける組合員

「払込」を「払込み」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、組合員の数が三人以下の組合の組合員の出資口数については、適用しない。

第五十三条第五項中「役員」を「理事」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十三条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一号を加える。

五 組合員の出資口数に係る限度の特例

第五十九条第一項中「組合員等」を「火災共済事業の利用者」に改める。

第七十四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあつせん

第七十五条第一項中第四号を第六号とし、第五号の次に次の二号を加える。

四 組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定

第七十五条第一項中「行なわれて」を「行われて」に改める。

四号の次に次の二号を加える。

五 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあつせん

第七十五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

四 組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定

第七十五条第一項中第四号を第六号とし、第五号の次に次の二号を加える。

五 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあつせん

第七十五条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「受入」を「受入れ」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第一百四十二条第一項中「三十万円」を「十万円」に改める。

第一百四十二条第一項中「三十万円」を「一万円」に改め、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第一号中「含む。」の下に「又は第九条の七の二第二項」を加える。

第一百五十五条の二中「一万円」を「五万円」に改め

第一百五十五条の三中「五千円」を「五万円」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正) 第二条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)の一部を次のよう改正する。

第五条の十四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員がその持分の全部をその推定相続人の一人に譲り渡すときは、第五条の五の規定にかかわらず、当該推定相続人は、組合員となる資格を有する者とみなす。

第五十七条第二項中「以下次項」を「次項から第五項まで」に改め、同項第二号中「貸付」を「貸付け」に、「借入」を「借り入れ」に改め、同条第六項中「第四項から第八項まで」を「第六項から第十項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「行なわれて」を「行われて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、商工組合は、組合員が脱退したため当該組合員の利用に係る第一項の事業の運営に支障が生ずる場合には、当該組合員が脱退した日を含む事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間に限り、一定事業年度における組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合が百分の百を超えない範囲内において政令で定める割合を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができ。

5 第三項ただし書の規定は、商工組合がその所有する施設のうち体育施設その他の施設で組合員の利用に供することが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第二十八条第一項及び第二十九条第一項中「第十七条第四項」を「第十七条第六項」に改め

第三十条の二第一項中「第十七条第五項」を「第十七条第七項」に改め、同条第二項中「第十七條第七項」を「同条第七項」に、第七条第五項を「第十七条第七項」に、「行なう」を「行う」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十三条中「第六項」を「第八項」に、「第三項並びに第四項」を「並びに第三項から第六項までの規定に」、「同条第五項」を「同条第七項」に、「第十七条第五項」を「第十七条第七項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条の三中「第十七条第五項各号」を「第十七条第七項各号」に改める。

「第十七条第七項」を「第十七条第六項」に改め

「第十七条第七項」を「第十七条第六項」に改め、同条第二項中「第十七條第七項」を「同条第七項」に、「行なう」を「行う」に改める。

。

第一百九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第二百十一条中「三万円」を「十万円」に改め、同条

第二号中「第十七条第六項」を「第十七条第八項」に改める。

第一百十二条中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百十二条の二及び第一百十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

第一百十四条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第一百十五条中「一万円」を「五万円」に改める。

第一百十六条中「一万円」を「十万円」に改める。

第一百十七条中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行前に改正前の中小企業等協同組合法による火災共済契約を締結している火災共済協同組合の組合員の使用者については、当該火災共済契約の期間内は組合員とみなし、改正後の同法第九条の七の二第一項の規定を適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸出入取引法の一部改正)
第四条 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第六項から第八項まで」を「第九項から第十一項まで」に、「第五十五条まで」を「第五十二条まで、第五十三条（第五号を除く）、第五十四条、第五十五条」に改め、同条第一項中「第九条の二（第四項）」を「第九条の二（第六項）に、「から第五項まで」を「第二項、第三項（ただし書きを除く）」及び第四項から第六項まで」に改め、「出資総口数の百分の十」と、「

の下に「同条第四項中」を加える。

第二十七条の十六中「第五十二条から第五十条まで」を「第五十二条、第五十三条（第五号を除く）、第五十四条」に、「組合員等」を「火災共済事業の利用者」に改める。

（輸出手産業の振興に関する法律の一部改正）

第十九条（輸出手産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条（輸出手産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条（鉱工業技術研究組合法の一部改正）

第十六条中「第五十二条から第五十四条まで」を「第五十二条、第五十三条（第五号を除く）、第五十四条」に改める。

四月十八日左の議案は撤回された。

一、割賦販売法の一部を改正する法律案（衆）



第三号中正誤	
ペジ 段 行	誤 正
九 二 〇	で、これは
六 四 四	終わり
六 四 四	耕作
四 三 九	更正
四 一 三	国内不況
四 一 三	国内不況

昭和五十九年五月十日印刷

昭和五十九年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C